

会議概要

平成16年8月17日

開催した会議の名称	第3回佐賀県立福祉施設あり方検討委員会
開催日時	平成16年8月3日(火)午後3時00分から4時50分まで
開催場所	(所在地)佐賀市城内1丁目1番59号 (会場名)県庁本館 正庁
出席者	【委員】 新富委員長、池田委員、倉田委員、齊場委員、田口委員、諫山委員、井上委員、山口委員、本告委員、森委員、青山委員、中原委員、迎委員、吉村委員、大坪委員、永松委員、松尾委員、荒金委員、重藤委員 【事務局】 奥村副本部長、山口地域福祉課長、永石母子保健福祉課長、藤田長寿社会課長、船津障害福祉課長、他14名
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の人数	30人
会議の概要	<p>1. 県立福祉施設のあり方検討について</p> <p>事務局から、「前回委員会までの議論の概要」、「委員要求資料への対応状況」、「関連資料」について説明。</p> <p>各委員から提出資料に対する質問等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 知的障害者福祉士や知的障害者支援専門員の資格取得状況について調査してほしい・ 資格取得に関しては、個人負担かどうか・ 再任用職員とはどういうものか・ 医療との連携の状況はどうか <p>委員長から、全体会議での大きな枠組みや基本的な事柄についての議論は概ね出尽くしたことから、次回以降、部会に分かれて検討することについて提案。あり方検討の今後の進め方(案)について事務局より説明。</p> <p>各委員から「今後の進め方(案)」について質問・意見等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者制度に関し、県立民営における、建物の設置・建設、施設運営、職員配置はどうなっているのか・ 民営に関して、社会福祉法人にすべてまかせてもらった方が受けやすいが、完全移譲とか委託とかきちとした形で示さないと民間は対応できない・ 県立県営でやらなければならないものとしては、シェルターとしての機能が考えられるのではないか。人材育成を担う機能や施設の専門性に関しては、民間でも可能ではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部会の進め方に関して、施設現場での考えなどについて委員会での検討の場に出して欲しい ・ 部会が3つに分かれているが、子ども、老人、障害者も一緒に「共生」という視点も取り入れて欲しい ・ ヒアリングの具体的な方法などは各部会で判断して良いのか。 ・ 各部会の検討で漏れてしまう問題や他の委員の意見などについての調整はどうするのか。 <p>事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会の運営に関し、他の部会の資料を全ての委員に送付すること、部会の会議概要を作成すること、中間で部会長等が集まって進行状況を話し合う機会を設けることも検討すること、委員長・副委員長が各部会にも出席することなどで、部会相互の情報が伝わるように配慮する。 <p>今後の進め方（案）について了承。第3回の意見も踏まえ修正の上、第1回部会開催時に提出予定。</p> <p>2. 次回以降の開催について 次回から各部会での検討に移ることとなった。</p>
<p>会議資料</p>	<p>会議次第：第3佐賀県立福祉施設あり方検討委員会次第</p> <p>資料1：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会のこれまでの議論の概要</p> <p>資料2：県立福祉施設 職種別・年齢別人員調</p> <p>資料3：県立福祉施設 年代別・資格取得状況調</p> <p>資料4：年齢別平均給料月額に関する調（平成16年4月現在）</p> <p>資料5：「県立福祉施設のあり方検討」の今後の進め方について（案）</p> <p>資料6：県立福祉施設の減価償却の試算について</p> <p>関連資料1-1：県民満足度調査の概要（概報）</p> <p>関連資料1-2：平成15年度・佐賀県県民満足度調査（報告書）</p> <p>関連資料2：福祉サービス第三者評価事業に関する指針について</p> <p>関連資料3：障害者基本法の一部を改正する法律の施行について</p> <p>関連資料4：今後の障害保健福祉施策について（中間的な取りまとめ）</p>

第3回 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会次第

日時：平成16年8月3日(火)

15:00～17:30

場所：県庁本館 正庁

1 開 会

2 議 事

(1) 県立福祉施設のあり方検討について

3 閉 会

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会の
これまでの議論の概要

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会のこれまでの議論の概要

(第1回委員会)

地域生活支援という考え方、理念としてはそちらの方向にきていて、措置という発想から参画、それからサービスを受ける側の選択・主体性、あるいは対等というようなキーワードがある。

利用者本位ということで、サービスを受ける側の視点ということがもう少し強調されていいのではないか。

サービスという概念について、とりわけ県がやるべきサービスとは何なのか。

(第2回委員会)

【県の施設が現状で抱えている課題】

- 時代にあわない、あっていない。柔軟性がなく固い。
 - ・ リハビリテーション等の時代に即した施設ができていない。
 - ・ 思想的にも、在宅あるいは地域生活支援というふうになっているが、そういった福祉政策の新しい動きに柔軟に対応できていない。
- 改善の要求がなかなかできにくい、システムとして県営の場合は、なかなか変わり得ないという状況がある。突き上げる意欲をくみ上げるシステムもない。それが民間と根本的に違うところ。
 - ・ 定員割れの中、定員の設定そのものはどうなのか。職員配置はどうなのか。
 - ・ 施設改修はなぜなされなかったのか。
- 組織的な仕組みの堅さ。規則主義的、そこからなかなか抜けきれない。利用者の立場、利用者の視点に下ろすのが難しい。
- サービスの第三者評価が困難である。民間の場合、お客さんに喜んでもらうということが一番の評価だが、それに対して、県立の場合はそういったお客さんの目がないので、そういった評価がない。
- コストとサービスについて
 - ・ 民間にくらべて、人件費が高い。
 - ・ 人件費の構成比が高いのは、県の正規職員であること（臨時職員が少ない）、年齢構成などが考えられる。
 - ・ 赤字だからというだけで議論してはいけない。本当に必要なところには、県費をちゃんと使わなければならない。ただし、非効率であれば、改善すべき。
 - ・ 県立県営の施設が地域の障害者・高齢者の方たちに対して評価され、支持されているのか。
 - ・ 職員の方たちの専門的な能力というのが果たしてどこまで備わっているのか。

【県立施設でなければいけないのはどういうことなのか／県でなければできない福祉行政とは。】

特化された、特殊なノウハウを民間に提供しなければならないような施設。民間のモデルとなれるような施設といったもので、むしろ新しい施設でもいいのではないか。

普通の民間では困難な、自閉症の重い方や発達期の強度行動障害の方などを県立の専門スタッフで対応するといったことを検討に加えてはどうか。

ネットワークといったものは県の福祉行政でされるべきことではないか。

民活、民営の活力をつくっていくのは福祉行政ではないのか。

第三者評価とマネジメント。評価とそれと対応した福祉マネジメント、そうした支援。

【委員会はどこまで踏み込んで議論するのか】

県営から民営化まで幅広く含めて対応した視点でとらえていかなければいけないのではないか。タイプとしては、

(1) 県立(県営)施設。

新たな施設を含めて。これでいくというその場合、その根拠あるいは仕組み。県が直営で持つことの意味そのこと自体について議論する。

(2) 県が委託するというタイプ。

ではその場合、どこをどう変えていくのか。

(3) 民営化の方向。

県立でなければやれないことと、県立でなくて民間活力でもできることをある程度棲み分けをして、方向性を出していくということではないか。

【利用者本位の議論】

サービスの質の評価、満足度について利用者等の意見を聞きたい。

いろんな論議になると思うが、県から民営という方向で話し合われており、基本として利用者本位ということは絶対崩さないで頂きたいと思う。今いる方たちが不利益にならないような措置を前提としなければ議論はできない。この委員会では、施設のあり方までしか議論はできないので、県がきちんと対応していただくということを前提に議論したい。

【あり方の検討とこれを受けた対応について】

委員会でも方向性を出された後の利用者や職員の問題は、県において適切に対処する。

県立福祉施設 職種別・年齢別人員調 (直営施設)

平成16年4月1日現在

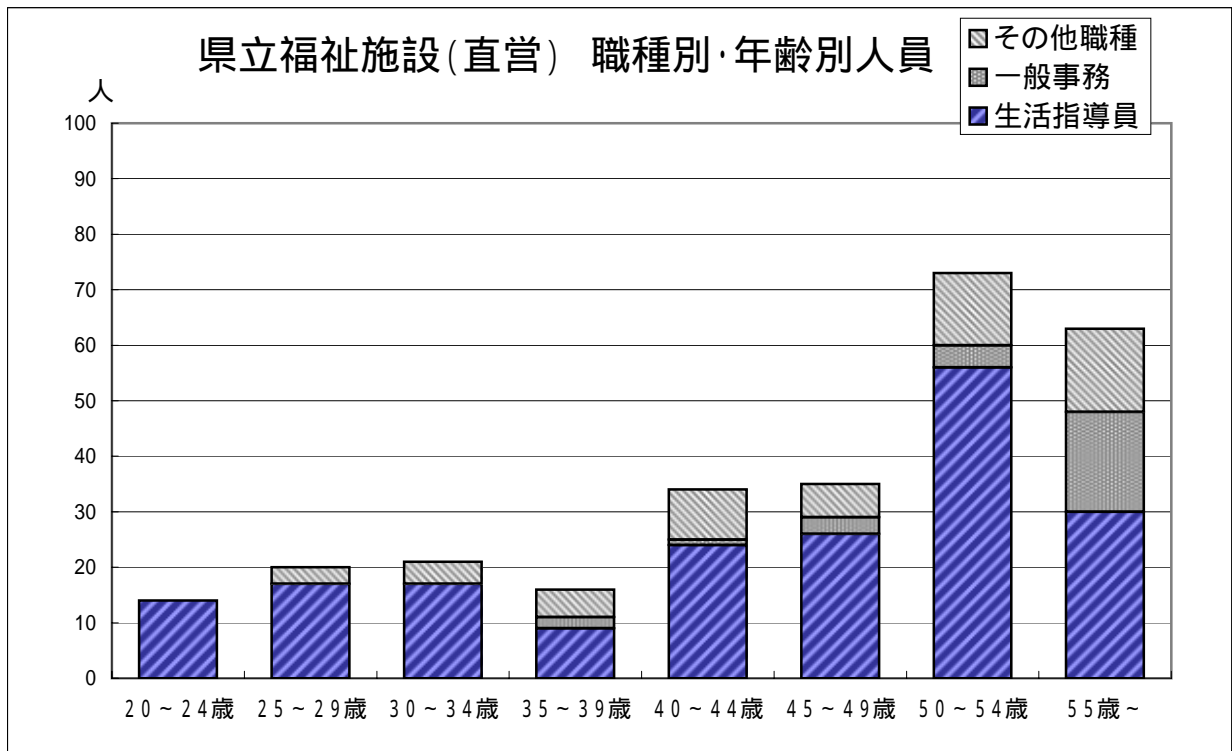
(単位:人、歳)

年齢 \ 職種	一般事務	生活指導員	その他の職種	合計	左のうち	
					構成比	臨時的 任用職員
20～24歳		14		14	5.1%	10
25～29歳		17	3	20	7.2%	3
30～34歳		17	4	21	7.6%	2
35～39歳	2	9	5	16	5.8%	1
40～44歳	1	24	9	34	12.3%	1
45～49歳	3	26	6	35	12.7%	
50～54歳	4	56	13	73	26.4%	2
55歳～	18	30	15	63	22.8%	
合計	28	193	55	276	100.0%	19
平均年齢	53.5	43.8	47.5	45.3	-	28.9
うち臨時的 任用職員		15	4	19	-	-

注1:対象施設:日の隈寮、春日園、佐賀コロニー、九千部学園、希望の家、みどり園、いずみ荘、くすのみ園

注2:その他の職種は、心理判定員、職業指導員、栄養士、理学療法士、保健師、看護師、准看護師、業務員、調理員

注3:夜間宿直の非常勤嘱託員は除く。



県立福祉施設 年代別・資格取得状況調

職 種 名	合 計					生活指導員					その他の職種					
	～29 歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50歳 ～	計	～29 歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50歳 ～	計	～29 歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50歳 ～	計	
職 員 数 A	34	35	65	114	248	31	26	50	86	193	3	9	15	28	55	
資格取得人数(実数) B	33	22	38	78	171	30	16	29	55	130	3	6	9	23	41	
B/A(%)	97.1	62.9	58.5	68.4	69.0	96.8	61.5	58.0	64.0	67.4	100.0	66.7	60.0	82.1	74.5	
資 格 取 得 状 況 （ 延 べ 人 数	社会福祉士	8	4	2	3	17	8	4	2	3	17					
	介護福祉士	1	2	7	4	14	1	2	6	4	13			1		1
	介護支援専門員		1	7	3	11		1	7	3	11					
	理学療法士			1	1	2								1	1	2
	栄養士 / 管理栄養士	2	1	2	7	12				2	2	2	1	2	5	10
	精神保健福祉士		2			2		2			2					
	保健師		1			1							1			1
	看護師 / 准看護師			2	15	17								2	15	17
	調理師	1	3	4	4	12						1	3	4	4	12
	訪問介護員(1級)															
	訪問介護員(2級)	2				2	2				2					
	訪問介護員(3級)	1				1						1				1
	保育士	3	2	14	19	38	3	2	14	19	38					
	障害者スポーツ指導員		1			1							1			1
	レクリエーションインストラクター		1			1							1			1
	看護学士				1	1				1	1					
	社会福祉主事任用資格	17	10	13	29	69	17	10	13	29	69					
	児童指導員任用資格	3	1			4	3	1			4					
	知的障害者福祉司任用資格	4	4		2	10	4	4		2	10					
	身体障害者福祉司任用資格	1				1	1				1					
児童福祉司任用資格	3	2		1	6	3	2		1	6						
養護学校教諭	5	6	2	1	14	5	6	2	1	14						
養護学校教諭専修		1			1		1			1						
幼稚園教諭	4	3	4	6	17	4	3	4	6	17						
小学校教諭	4	3	1	5	13	4	3	1	5	13						
中学校教諭	2	2	2	7	13	2	2	2	7	13						
高等学校教諭	2	2	1	6	11	2	2	1	6	11						
中学校教諭(体育)			1	2	3			1	2	3						
高等学校教諭(体育)			1	2	3			1	2	3						
計	63	52	64	118	297	59	45	54	93	251	4	7	10	25	46	

注1: 職員数は、県立県営施設の正規職員(一般事務を除く)及び臨時的任用職員数(夜間宿直の嘱託を除く)

注2: 資格取得人数(実数)は、資格を有している職員の実数(複数の資格を有している人は一人として算出)

年齢別平均給料月額に関する調(平成16年4月現在)

給料の調整額を含む		
区分	福祉職	
項目 年齢	職員数	平均給料額
歳	人	円
18		
19		
20		
21		
22		180,600
23		186,900
24		189,000
25		195,000
26		211,700
27		204,700
28		241,900
29		252,900
30		259,800
31		284,200
32		308,500
33		301,400
34		313,900
35		-
36		314,500
37		340,500
38		338,100
39		369,300
40		384,400
41		402,900
42		413,800
43		418,500
44		427,500
45		429,000
46		428,400
47		446,300
48		443,900
49		447,600
50		452,800
51		459,800
52		459,000
53		462,300
54		463,400
55		472,600
56		472,800
57		483,700
58		482,500
59		480,300
60以上		309,800
計	209	410,400
平均年齢 歳・月		46.08

注1：地方公務員給与実態調査(平成16年4月)、再任用職員を含む

注2：福祉職とは、地方公務員給与実態調査の区分で、福祉施設勤務者のうち「給料の調整額」の支給対象者(一般行政職給料+給料の調整額)

注3：「給料の調整額」は、勤務の複雑、困難若しくは責任の度または勤務の強度、勤務時間、勤務環境、その他の勤務条件が同じ職務の級に属する職に比して著しく特殊な職に対して、支給される。

注4：福祉職に区分される対象施設は、日の隈寮、いずみ荘、虹の松原学園、みどり園、佐賀コロニー、希望の家、春日園、九千部学園、総合福祉センター(児童一時保護所を含む)給与の調整額は、現在6,500円~51,967円が支給されている。

「県立福祉施設のあり方検討」の
今後の進め方について（案）

「県立福祉施設のあり方検討」の今後の進め方について（案）

1. あり方検討の前提と大枠について

福祉の改革が進む中で、利用者本位、県民の立場・視点に立った検討を進める。

【検討の前提】

県全体の福祉サービスを高度化・充実する観点から、行政と民間との役割分担を明確にしながら、県立福祉施設について、「県でなければならないサービスは何か」、「民間にできることは民間に委ねる」という視点に立ってあり方を検討。

【検討の大枠】

県全体の施設福祉サービスの現状や方向性を見据えた中で、県立福祉施設を取り巻く現状と課題を整理し、今後のあり方を明らかにしていく。

県立福祉施設全体のあり方とともに、それぞれの施設ごとに設置・運営のあり方や役割などについて、見直し検討を行い、基本的方向をまとめる。

2. 分野別のあり方検討の進め方について（共通課題）

県立福祉施設は、高齢者等施設、障害児（者）の施設、児童等の施設に区分され、あり方検討委員会では、3つの部会に分かれて、それぞれの施設ごとに今後のあり方を検討することとしている。

（1）当該分野についての県全体の施設福祉からの位置付け

県全体の施設福祉からの位置付け

- ・ 県全体の福祉サービスの高度化・充実を図る観点から、県立福祉施設のあり方を検討
- ・ その他必要な事項

（2）施設ごとの個別検討

今日の福祉から見た施設の役割についての評価

- ・ 設置目的などからして、施設そのものの存在意義が薄れていないか、また、県立施設として今後も必要かなど

利用者の立場に立ったハード・ソフト面のサービスの現状等とあり方

- ・ 利用者ニーズや設置の目的との適合性において、施設におけるサービスの内容はどうか
- ・ 施設を利用した在宅サービス、地域生活支援への取り組み状況など
- ・ 支援費制度への転換への対応状況など
- ・ QOLの観点からの現状施設はどうか

「民間にできることは民間に委ねる」視点からの検討

- ・民間においても実施している、あるいは実施できるサービス内容であるか
- ・サービスの内容（ハード面・ソフト面）の民間との比較検討
- ・サービスの内容とコスト面からの民間との比較検討
- ・比較検討については全国的な動向なども参考とする。

「県でなければできない業務」の明確化

利用者や県民にとって、「県立県営施設」とは何か

【県でなければできない業務の例示】

- ・現在の福祉のサービス制度では対応できない先駆的・先進的取り組み
- ・複合するニーズへの対応など制度の狭間となるケースへ対応し、福祉サービス全体のセーフティネットの役割
- ・民間でのサービスが育成されていない分野や民間ではカバーしにくい不採算部門など、県全体の福祉の高度化・充実の観点から必要となる分野など

県の福祉サービス提供の仕組みについて

当面は県でなければできない業務についても、サービスの内容とそれに伴うコストとの関係や第三者評価（県民の評価）による定期的な検証と評価が必要ではないか。

従来の措置に基づく画一的なサービス提供から利用者本位へと福祉の制度は転換したが、こうした福祉の改革の中で、行政（県）の仕組みによる施設管理・運営（人事・財務管理・業務管理）の機能には課題が多いことも指摘されており、本来の機能を高めていくことだけでなく、これから求められる機能を付加していくこと、さらに、運営などについても新しい時代にあったものにあわせていくことが求められるのではないか。

その他必要な事項

（３）「県立福祉施設のあり方検討」の検討アプローチ（案）

検討アプローチのイメージは別案のとおり。（P5）

（４）県立民営施設について

佐賀向陽園、伊万里向陽園、九千部寮、金立寮、聖華園、佐賀婦人寮については、施設の運営を民間に委託しており、運営については県から独立した経営がなされていることから、施設の運営状況、サービスのハード面・ソフト面の内容等を中心とした評価とともに、DV対策や児童虐待など新たな福祉ニーズへの対応を含めたあり方の検討が必要となる。

〔平成18年度から導入予定の指定管理者制度について個別の検討が必要。〕

3. 各部会（分野別）の検討のスケジュール等について

（1）各部会共通の問題

スケジュール

8月末から9月初旬の間に第1回を開催
部会開催は4～5回程度（必要に応じて開催）
部会案の取りまとめは、平成16年中までを予定。

検討作業（部会審議以外の主な事項）

各施設の視察
関係者等のヒヤリング
利用者、職員等からの意見聴取

臨時委員等の参画

あり方検討を行う上で、臨時委員や関係者からのヒヤリング等が必要な場合は、各部会において部会長が部会に諮り若干名の臨時委員等を選定し、参画させることができるものとする。

（2）高齢者等福祉部会

対象施設（4施設）

- 県立県営施設（2施設）
- ・日の隈寮（救護施設）
- ・いずみ荘（軽費老人ホーム）
- 県立民営施設（2施設）
- ・佐賀向陽園、伊万里向陽園（養護老人ホーム）

主な配慮事項

民間の施設との比較検討
高齢者の生活支援に係るサービス全体や民間の類似施設との比較検討など

（3）障害児（者）福祉部会

対象施設（7施設）

- 県立県営施設（5施設）
- ・佐賀コロニー（知的障害者更生・授産施設）
- ・希望の家（身体障害者更生・療護・授産施設）
- ・くすのみ園（知的障害児通園施設）
- ・春日園（知的障害児施設）
- ・九千部学園（知的障害者更生施設）
- 県立民営施設（2施設）
- ・九千部寮、金立寮（知的障害者通勤寮）

主な配慮事項

県全体の障害者に対する支援機能の現状分析なども踏まえた検討が必要
(障害者の自立支援、生活支援、ライフステージに応じた支援など)
地域生活支援との関係
大規模施設のあり方など

(4) 児童等福祉部会

対象施設 (3施設)

- 県立県営施設 (1施設)
- ・みどり園(乳児院)
- 県立民営施設 (2施設)
- ・聖華園(児童養護施設)
 - ・佐賀婦人寮(婦人保護施設)

主な配慮事項

DV対策や児童虐待などへの対応を図る観点から、施設だけでなく関係機関との役割分担なども含めた検討が必要
県外の事例なども十分調査し、部会の検討に役立てることが必要

「県立福祉施設のあり方検討」の検討アプローチ(案)

コンセプト	コンセプト検討の視点	アプローチ・調査方法等	方向性(例)
<p>(1) 地域での生活を支える新しい福祉施設福祉 在宅・地域福祉へのシフト;自立生活支援、就労支援等</p> <p>(2) 自ら選択・利用する利用者本位の新しい福祉措置制度 利用制度; 利用者の権利擁護、第三者評価等</p> <p>(3) 受益者であり、財源負担者である県民の視点効果的、効率的なサービス提供; 多様なサービス供給主体の参入</p>	<p>地域での生活を支える新しい福祉施設福祉 在宅・地域福祉へのシフト;自立生活支援、就労支援等</p> <p>(2) 自ら選択・利用する利用者本位の新しい福祉措置制度 利用制度; 利用者の権利擁護、第三者評価等</p> <p>(3) 受益者であり、財源負担者である県民の視点効果的、効率的なサービス提供; 多様なサービス供給主体の参入</p> <p>(1) 施設そのものの存続意義、機能・役割について(福祉政策の流れ)</p> <p>現施設自体の存続意義と、果たしてきた機能・役割と将来方向は</p> <ul style="list-style-type: none"> o 現施設が存在・存続意義は、役割の低下・終了等はないか o 他の施設や制度の整備・普及により代替or縮小されるものは、... o 利用者ニーズとの適合性は、これからの時代とマッチしているか o 新たに付加or縮小・廃止すべき機能はないか(通所機能等) o 利用者本位の観点から、現状施設のハード面の実態はどうか o QOLの観点からみて、現状施設の問題点は(設置基準等) o 機能発揮の観点から、現状施設の問題点はないか o 環境整備の観点から、現状施設の問題点はないか 	<p>福祉政策の流れ、今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> o 地域におけるタウンミーティングの実施 o ハブリンクコメントの実施 <p>県立施設の果たしてきた役割についての総括</p> <ul style="list-style-type: none"> o 現施設の課題 o 他の施設や制度による役割代替可能性の検討 o 施設視察、施設職員 & 利用者からのヒヤリング o 施設(種類群)毎の入所者及び待機者の動向 o 各施設のハード面の問題点の把握(不足機能・設備等) 	<p>地域生活自立支援の方向</p> <p>「通過施設」(基本)としての機能“選ばれる”施設; サービス&QOL</p> <p>原則民間移管(委譲、委託化)</p> <p>廃止、縮小</p> <p>通所部門の設置</p> <p>在宅支援サービスの拡大</p> <p>小規模化、分散化</p> <p>大部屋解消、個室化の方向</p> <p>今日的ニーズに対応したハード面の充実</p>
<p>検討の視点項目</p>	<p>(2) 施設管理・運営面について(直接サービスである施設運営は基本的には民間に委ねる方向)</p> <p>施設サービスにおいて、県が担うべき役割・機能は何か</p> <ul style="list-style-type: none"> o 現サービスの提供は県立でないとできないのか o 他県の事例等で、民間に委ねているものはないか o 管理優先の利用者サービス(硬直化)となっていないか o 地域との結びつきが弱くなっていないか o 民間活力の活用により、代替できるものはないか <p>コスト面において、民間施設と比較して、費用対効果、効率性といたった点で問題はないか、</p> <ul style="list-style-type: none"> o 民間で行った場合、収支状況はどのようになるか o 収支上の問題点はどこにあるか o 民間代替の場合、どのような(施設)形態が望ましいか o 民間の受け皿として、どのようなものが考えられるか 	<p>専門委員会からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> o 他県における民間への委譲・委託の状況 o 施設及び利用者からのヒヤリング o 類似施設の民間での設置状況の調査 o 県立直営施設の収支状況の分析～民間との比較 o 県立委託施設の収支状況の分析 o 民間による受け皿の可能性調査 	<p>民間への委譲、委託</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>あり方の方向(例)</p> <p>廃止</p> <p>縮小・統合</p> <p>民間へ委譲、委託 ←</p> <p>存続 機能特化、新機能付与 ←</p> <p>施設改築、改善</p> </div> <p>機能の特化</p> <p>新たな機能の構築</p>
	<p>(3) 県立福祉施設を目指す役割について(方向性) <当面と将来></p> <ul style="list-style-type: none"> o 現入所者、利用者のニーズはどのようなものか o 県が担うべき(県でなければ)施設サービスとして何があるか o 現施設の当面と将来のあり方について o 県がもつ人材の有効活用策として何があるか 	<p>新たなニーズ対応、先駆的、制度の狭間的事業の取組みの検討(不採算でも実施すべきもの)</p>	<p>機能の特化</p> <p>新たな機能の構築</p>

県立福祉施設の減価償却の試算について

【試算例】

佐賀コロニー(昭和46年1月開設)について試算

財産 管理棟(鉄筋コンクリート)、
 居住棟(コンクリートブロック一部鉄筋コンクリート)
 事務所棟(鉄筋コンクリート)
 授産棟(鉄骨造)
 ほか各種工作物(給排水設備、冷房装置など)

試算の方法

- ・財産台帳に取得価格が記載されていて、現存する建物及び工作物を対象
- ・耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(S40.3.31 大蔵省令)による。
 管理棟(鉄筋コンクリート)50年、居住棟(コンクリートブロック)38年 など
- ・償却方法は定額法とし、公営企業と同様に残存価格を10%、減価償却の限度額は取得額の95%とした。
- ・財産取得時の国庫補助額が不明なため、取得額から国庫補助額を控除していない。

(単位:千円)

	取得価格	H14までの 減価償却累計額	H15 減価 償却額	現存価格
建物	314,597	196,213	8,297	110,087
工作物	426,382	334,517	8,684	83,181
計	740,979	530,730	16,981	193,268

経営状況(前回提出資料形式)

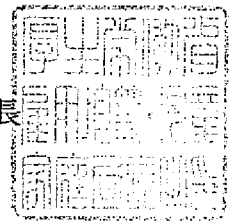
(単位:千円)

収入	支援費等収入	908,291
	その他の収入	30,521
	計	938,812
支出	人件費	846,355
	運営費	301,630
	減価償却費	16,981
	計	1,164,966
差 額		226,154

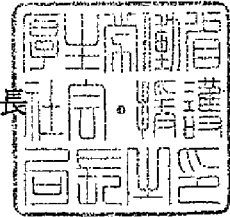
雇児発第 0507001 号
社援発第 0507001 号
老 発第 0507001 号
平成 16 年 5 月 7 日

各 都道府県知事 殿

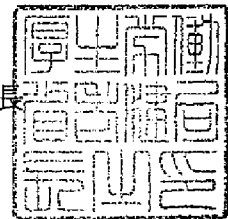
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



福祉サービス第三者評価事業に関する指針について

福祉サービス第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「福祉サービス第三者評価事業」という。）については、平成13年5月15日付け社援発第880号「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について（指針）」（以下「旧通知」という。）、平成14年4月22日付け雇児発第0422001号「児童福祉施設における福祉サー

ビスの第三者評価事業の指針について（通知）」及び平成15年5月28日付け雇児発第0528006号「児童福祉施設（児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設）における福祉サービスの第三者評価事業の指針について（通知）」（以下「旧児童通知」という。）並びに平成13年7月11日付け障発第296号「平成13年度版 障害者・児施設のサービス共通評価基準」について」（以下「旧障害者・児通知」という。）を発出し、福祉サービス第三者評価基準等について示したところであるが、福祉サービス第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成15年度に、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」が設置され、福祉サービス第三者評価事業の推進体制、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等について研究が行われたところである。

今般、本研究の結果等を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の推進体制等について別紙のとおり指針を定めたので、貴管内市町村及び関係者に周知の上、円滑な事業実施が図られるよう、ご配意願いたい。

なお、福祉サービス第三者評価事業の実施に当たっては、下記の事項についてご留意いただくよう併せて願います。

また、本指針については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものであり、当該指針の施行に伴い、旧通知、旧児童通知及び旧障害者・児通知については廃止する。

記

1 今回指針において示した福祉サービス第三者評価基準ガイドラインは、福祉サービス共通の基準のガイドラインであり、旧児童通知及び旧障害者・児通知において示した児童福祉施設及び障害者・児施設に関する福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方については、今後、全社協の評価基準等委員会において、検討される予定であること。

なお、検討の結果が得られるまでの間は、児童福祉施設及び障害者・児施設については旧児童通知及び旧障害者・児通知において示した基準を活用すること。

2 全国の推進組織における業務のうち児童福祉施設に関する研修は、当分の間、全社協及び社団法人全国保育士養成協議会において共同で実施されること。

3 福祉サービスの経営者が評価機関に評価を依頼する費用については、施設経理区分（施設会計）から必要な支出を行うことも差し支えないものであること。

4 平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」において、本指針に基づき福祉サービス第三者評価を受審し、

その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていることが、社会福祉施設における運営費（措置費）の弾力運用が認められる要件の一つとされていること。

また、平成12年3月30日付け児発第299号「保育所運営費の経理等について」においても、原則、本指針に基づき福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていることが、保育所における運営費の弾力運用が認められる要件の一つとされていること。

- 5 都道府県推進組織の設置等に対して補助する第三者評価機関育成支援事業は平成17年度までの事業であり、その事業の活用を図りたいこと。
- 6 独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）に福祉サービス第三者評価情報システムを構築する予定であり、都道府県推進組織においてはその活用を図りたいこと。
- 7 老健局においては、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日）において、介護サービス事業者の情報公開及び第三者評価の推進を政府として取り組むことが閣議決定されたことや「高齢者介護研究会報告」（平成15年6月26日）の指摘等を踏まえ、現在別途、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する適切な情報を開示するための制度的な枠組み等について検討を進めていること。

具体的には、平成15年度から調査研究を始めるとともに、平成16年度に調査研究の成果を踏まえたモデル事業を実施することとしていること。

今後、調査研究報告、モデル事業による検証等を踏まえて、その具体的な内容について整理し、別途通知することとしているので了知されたいこと。

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

(3) 国の責務

社会福祉法第78条第2項では、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務であること。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

(1) 全国の推進組織

ア 業務

全社協は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）に対する支援を行う観点から、以下の業務を行うこと。

- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン（別添1）の策定・更新に関すること
- ② 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン（別添2）の策定・更新に関すること
- ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（別添3）の策定・更新に関すること

- ④ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン（別添4）の策定・更新に関すること
- ⑤ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム（別添5）の作成・更新その他評価調査者養成研修に関すること
- ⑥ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発に関すること
- ⑦ その他福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること

イ 組織

アの業務を実施するに当たり、

- ① 福祉サービス第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、学識経験者等で構成される評価基準等委員会
- ② 福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証要件等に関する情報交換その他福祉サービス第三者評価事業に関する普及・啓発のための協議を行うため、都道府県推進組織及び福祉サービス第三者評価機関を構成員とする評価事業普及協議会

が各々全社協に設置されること。

(2) 都道府県の推進組織

都道府県は、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県推進組織を設置すること。

福祉サービス第三者評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。

I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。

I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。

I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。

I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。

I-2 計画の策定

I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。

I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。

I-2-(2) 計画が適切に策定されている。

I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。

I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。

I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。

I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。

II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。

II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。

II-2 人材の確保・養成

II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。

II-2-(2)-② 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。

II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。

II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。

II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。

II-2-(4)-② 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。

II-3 安全管理

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。

II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。

II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。

II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者地域とのかかわりを大切にしている。

II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。

II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。

Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。

Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備している。

Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の上昇に向けた取り組みを行っている。

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。

Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。

Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 質の上昇に向けた取り組みが組織的に行われている。

Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。

Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。

Ⅲ-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。

Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。

Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。

Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。

Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。

Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。

(別添4)

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

①第三者評価機関名

--

②事業者情報

名称：	種別：
代表者氏名：	定員（利用人数）： 名
所在地：	TEL

③総評

◇特に評価の高い点
◇改善を求められる点

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

--

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果 (別紙)

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

※すべての評価細目(55項目)について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a・b・c
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a・b・c
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a・b・c

I-2 計画の策定

	第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・b・c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・b・c
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	
I-2-(2)-① 計画の策定が組織的に行われている。	a・b・c
I-2-(2)-② 計画が職員や利用者等に周知されている。	a・b・c

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a・b・c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a・b・c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	a・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	a・b・c

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	a・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・b・c

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・b・c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・b・c
II-2-(2)-②	福利厚生事業に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・b・c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	a・b・c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	a・b・c
II-2-(4)-②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	a・b・c

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a・b・c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・b・c

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	a・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・b・c

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	a・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	a・b・c
Ⅲ-1-(2)-②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	a・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・b・c

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・b・c
Ⅲ-2-(1)-③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	a・b・c
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・b・c

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a・b・c

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	第三者評価結果
Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c

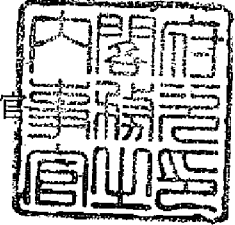
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。	第三者評価結果
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・b・c
Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	a・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c



各 都道府県知事 殿
指定都市市長

内閣府事務次官



障害者基本法の一部を改正する法律の施行について

障害者基本法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 80 号）（以下「改正法」という。）が、平成 16 年 6 月 4 日公布されたところである。

本改正の趣旨及び概要は、下記のとおりであるので、福祉、雇用、教育、建築その他関係部局間の連携を密にし、適切な対応を図ることとされたい。

なお、貴管内市町村、関係機関・団体及び住民に対して、本改正の趣旨及び概要を広く周知されるよう御配慮願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

心身障害者対策基本法（昭和 45 年法律第 84 号）は、平成 5 年、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため大幅に改正され、法律の題名が障害者基本法と改められた。その後、政府は、「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5 年度～ 14 年度）の後期重点施策実施計画として、数値による施策の達成目標を定めた「障害者プラン」（平成 8 年度～ 14 年度）を策定するとともに、内閣総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部を中心として、障害者施策の総合的な推進を図ってきたところである。

この間、平成 6 年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が制定され、建物、交通分野でのバリアフリー化に向けた制度が整備されるとともに、障害者の社会参加を阻む欠格条項の見直しが行われたところである。

加えて、平成 14 年 12 月には、新たな「障害者基本計画」（平成 15 年度～ 24 年度）及び同計画の前期 5 年間に重点的に行う施策と達成目標を定めた「重点施策実施 5 か年計画」（平成 15 年度～ 19 年度）が策定され、障害者施策を推進していく上での基本的な枠組が示されるとともに、国際的にも、ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」（平成 5 年～ 14 年）が我が国の主唱により、更に 10 年延長されたところである。

このように政府は障害者施策を着実に推進してきたが、障害者の社会への参加、参画をより実質的なものとするには、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められるところである。

今回の改正は、このような障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るために行われたものである。

第2 改正の概要

1 基本的理念（法第3条関係）

基本的理念として、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを加えたこと。

2 国及び地方公共団体の責務（法第4条関係）

国及び地方公共団体の責務として、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有することを規定したこと。

3 国民の責務事項（法新第6条関係）

国民の責務として、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることがない社会の実現に寄与するよう努めなければならないことを加えたこと。

4 障害者週間（法新第7条関係）

障害者の日の規定を障害者週間の規定に改め、障害者週間は、12月3日から12月9日までの一週間としたこと。

5 施策の基本方針（法新第8条関係）

施策の基本方針として、障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないことを加えたこと。

6 障害者基本計画等（法新第9条関係）

都道府県及び市町村は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないこととしたこと。

7 教育（法新第14条関係）

教育の規定として、国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならないことを加えたこと。

8 職業相談等（法新第15条関係）

職業相談等の規定として、国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならないことを加えたこと。

9 公共的施設のバリアフリー化（法新第 18 条関係）

公共的施設のバリアフリー化の規定として、国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならないこととしたこと。

また、交通施設その他の公共施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならないこととしたこと。

10 情報の利用におけるバリアフリー化（法新第 19 条関係）

情報の利用におけるバリアフリー化の規定として、国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及を図られるよう必要な施策を講じなければならないことを加えるとともに、国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用等の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならないことを加えたこと。

また、電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならないこととしたこと。

11 相談等（法新第 20 条関係）

相談等の規定として、国及び地方公共団体は、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われる又は広く利用されるようにしなければならないことを加えたこと。

12 障害の予防に関する基本的施策（法新第 23 条関係）

障害の予防に関する基本的施策の規定として、国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならないことを加えたこと。

13 中央障害者施策推進協議会（法新第 9 条、法新第 24 条、法新第 25 条関係）

障害者基本計画の案の作成に際して意見を聴くため、内閣府に、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者の委員 30 人以内で組織する中央障害

者施策推進協議会を置くこととしたこと。なお、委員の構成については、中央障害者施策推進協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならないこととしたこと。

第3 施行期日等

1 施行期日（改正法附則第1条関係）

改正法は、公布の日（平成16年6月4日）から施行すること。ただし、中央障害者施策推進協議会に係る規定の部分は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、市町村障害者計画の策定義務化に係る規定の部分は、平成19年4月1日から施行すること。

2 検討（改正法附則第3条関係）

改正法の施行後5年を目途として、改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第4 附帯決議

改正法の成立に際しては、参議院において附帯決議が付されているので留意されたい。（別添参照）

平成十六年五月二十七日

参議院内閣委員会

障害者基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、障害者施策の推進に当たっては、障害者の個人の尊厳にふさわしい生活を保障される権利を確認した法第三条第一項の基本的理念を踏まえ、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、分け隔てられることなく参加できるようにすることを基本とすること。

二、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。

三、障害者に対する障害を理由とする差別や権利利益侵害が行われた場合の、迅速かつ効果的な救済のために必要な措置を検討すること。

四、情報バリアフリー化の推進は、障害者等のコミュニケーションの保障に資するべきものであることにかんがみ、情報通信機器やアプリケーションの設計面のみならず、コンテンツや通信サービスについても、手話、文字、点字、音声等の活用による改善及び充実を促進すること。

五、障害のある児童・生徒とその保護者の意思及びニーズを尊重しつつ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に育ち学ぶ教育を受けることのできる環境整備を行うこと。

六、「障害者」の定義については、「障害」に関する医学的知見の向上等について常に留意し、適宜必要な見直しを行うよう努めること。

また、てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であつて、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

七、国連における障害者権利条約の策定等の動向を踏まえ、制度整備の必要性について検討を行うこと。

右決議する。

障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 障害者の福祉に関する基本的施策（第十二条—第二十二条）
- 第三章 障害の予防に関する基本的施策（第二十三条）
- 第四章 障害者施策推進協議会（第二十四条—第二十六条）
- 附則（略）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（基本的理念）

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

（国民の理解）

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

- 2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第七条 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

- 2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第八条 障害者の福祉に関する施策は、障害者の年齢及び障害の状態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

- 2 障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

(障害者基本計画等)

第九条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協

議会の意見を聴かなければならない。

- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の福祉に関する基本的施策

(医療、介護等)

第十二条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に適した職種及び職域に関する調査及び研究を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を促進するため、障害者に適した職種又は職域について障害者の優先雇用の施策を講じなければならない。

- 2 事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用に関し、その有する能力を正当に評価し、適切な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者の生活の安定を図るため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な

施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、社会連帯の理念に基づき、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化)

第十九条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、社会連帯の理念に基づき、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者に関する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

(経済的負担の軽減)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、障害者の文化的意欲を満たし、若しくは障害者に文化的意欲を起こさせ、又は障害者が自主的かつ積極的にレクリエーションの活動をし、若しくはスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第三章 障害の予防に関する基本的施策

第二十三條 国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることにかんがみ、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者施策推進協議会

(中央障害者施策推進協議会)

第二十四條 内閣府に、障害者基本計画に関し、第九条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、中央障害者施策推進協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

第二十五條 中央協議会は、委員三十人以内で組織する。

2 中央協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、中央協議会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 中央協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、中央協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方障害者施策推進協議会)

第二十六條 都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指

定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、地方障害者施策推進協議会を置く。

- 2 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県障害者計画に関し、第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。
 - 三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- 3 都道府県に置かれる地方障害者施策推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。
- 4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会を置くことができる。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により地方障害者施策推進協議会が置かれた場合に準用する。この場合において、第二項中「都道府県に」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）に」と、同項第一号中「都道府県障害者計画」とあるのは「市町村障害者計画」と、「第九条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第九条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）」と、第三項中「都道府県」とあるのは「市町村（指定都市を除く。）」と読み替えるものとする。

附則（略）

※ この改正後全文には、未施行分（「障害者基本法の一部を改正する法律」第2条及び第3条関係）も含まれているので御留意願います。

今後の障害保健福祉施策について
(中間的な取りまとめ)

平成16年7月13日
社会保障審議会障害者部会

社会保障審議会障害者部会においては、本年2月に社会保障審議会により設定された審議事項である「ライフステージ等に応じたサービス提供の在り方、ケアマネジメントの在り方、雇用施策等との連携、財源の在り方等、支援費制度や精神保健福祉施策など障害者施策の体系や制度の在り方に関する事項」について、3月2日以来、ほぼ2週間に1回のペースで11回にわたり精力的に議論を行ってきた。

これまでは、とりわけ身体障害、知的障害及び精神障害の三障害共通の枠組みに関する大きな方向性を議論してきたが、中間的なとりまとめを以下のように行うこととした。

今後、この中間的なとりまとめの方向に沿って政府及び関係者において施策体系や制度の在り方についてさらに詳細な検討が行われることを期待し、当部会としてもさらに議論を深めることとしたい。

1 基本的な方向性

- 障害保健福祉施策の基本的な方向性については、障害者基本法に基づく障害者基本計画や、「今後の障害保健福祉施策の在り方について(中間報告)」(平成9年12月、関係三審議会合同企画分科会)をはじめとするこれまでの審議会の議論を踏まえつつ、今後は、地域での自立した生活を支援するため、障害者基本計画に示された自己選択と自己決定の下、保健医療・福祉だけではなく、就労、教育、住まいなども含め、幅広く自立と社会参加を進める視点で考えるべきである。
- 現行の障害保健福祉施策は、障害種別や年齢により、支援費制度、措置制度、精神保健福祉施策、医療保険制度などが組み合わさっているが、福祉サービスや就労支援等に関する制度的な枠組みについては、障害特性に配慮しつつも、基本的に三障害共通の枠組みとすべきである。
- 今後の障害保健福祉施策を考える上では、障害がある人もない人も地域の住民として支え合いながら地域で安心して暮らすことができるよう、国民一人ひとりが「障害」の問題を自分に関係のある問題であるとの認識に立って、広く議論が行われることが重要である。

2 障害者の自立支援のための保健福祉施策の体系の在り方

(1) ライフステージ等に応じたサービス提供

(全体的課題について)

- 支援費制度は国の共通の制度としてサービス提供量を拡大させるなど障害者福祉の向上に寄与しているものの、実際にはサービス提供量等の地域差が大きく、サービスを選択できる地域とそうでない地域とがある。このような中で、現時点で、一般財源化に対しては地域差が維持ないし拡大するのではないかとの懸念を示す意見がある。また、精神障害者福祉については、支援費制度の対象ではなく他障害に比べても立ち後れている状況にある。
- これまで必ずしも施策の対象となっていなかった高機能自閉症やADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）などの発達障害、高次脳機能障害についても総合的な支援に取り組んでいく必要がある。
- 福祉施設については、様々な施設類型があるが、実態を見ると違いがわかりにくくなっており、施設の果たしている機能に着目した整理が必要である。同時に社会に開かれた施設としていく必要がある。
- 地域生活への移行を進めるためには、居宅サービスを充実させるだけでなく、入所施設・病院が、その利用者の地域生活移行を積極的に支援する機能を持つことが重要である。
- 入所・通所に関わらず、施設の機能をきめ細かに整理し、また、その機能の過不足の有無等を明らかにして、各機能のサービスをどの地域でも受けられるようにすることが重要である。施設・在宅の二元論ではなく、自由な利用を可能とするべきである。
- 地域の人々にノーマライゼーションの考え方を理解してもらう必要がある。差別を品性、文化のみの問題とせず、具体的にどう解消するかという議論をすることが必要である。地域で共に暮らすためには、日常的な交流や子どもの時からの友達づきあいが重要である。

(ライフステージごと等の課題について)

- ライフステージごとに様々なサービスが不連続となっており、それらのサービスをつなげていくことが必要である。
- 乳幼児期は、障害の発見、療育、障害児の養育に不安を持つ親（特に母親）や親族に対する支援が重要である。障害を受容できるようなアプローチを検討することが必要である。

- 障害の重度化に伴い、肢体不自由児施設や重症心身障害児施設等への緊急入所という形での支援が在宅生活を支えるために必要である。
- 障害児については、18歳以上になっても障害児の施設を利用し続ける「加齢児」が多いこと、措置制度となっていること、措置の権限が市町村に委譲されていないこと、医療との関係が深いことなどについて更に議論が必要である。
- 障害者の結婚等の家庭生活への支援についても検討が必要である。
- 高齢障害者では、加齢に伴う心身の機能の変化に対応するため、生活支援・介護だけでなく、医療支援も重要である。
- 聴覚障害者に対する手話通訳や要約筆記などの情報・コミュニケーション支援については、現行の支援費制度の対象事業となっておらず、また、あらかじめ予期できないニーズに臨機応変に応えるため、ホームヘルプや他のサービスとは別系統のサービスとして考えるべきである。
- 視覚障害者の移動介護については、あらかじめ予期できないニーズに臨機応変に応えるため、ホームヘルプや他のサービスとは別系統のサービスとして考えるべきである。
- 公的サービス以外にも手帳を持っていれば受けられるサービスがあり、これを拡大するよう働きかけることが必要である。

(2) 就労支援

- 就労支援は、障害者施策の中心課題の一つであり、どう実行し実現するかという段階に入っている。
- 本人の意欲と能力に応じて就労できるよう、評価、相談、調整の支援の機能を位置づけることが重要である。この場合において、一旦就職した企業等でうまくいかなくても再訓練等により就労に結びつけていくことが重要である。
- 施設体系を機能に応じて整理し、機能強化を図っていくべきである。その場合に、量的な整備を図ることも重要である。
- 一律に一般就労へ移行するのではなく、一般就労につながらないが働きたい人たちのための働き方を検討する必要がある。
- 現時点では保健医療・教育・福祉・就労の間のつながりが十分ではなく、それらを含めた連携と協力関係の確立が重要である。このため、障害者福祉関係法と障害者雇用関係法の相互の関連性を明確にする必要がある。

- 雇用だけでなく、自営業、起業や在宅就労に対する支援、優先発注などのバックアップシステムについても検討する必要がある。
- 障害者が能力を活かして、雇用され、就労することは、障害者本人はもとより社会や企業にとっても意義がある。また、企業は雇った以上は障害に配慮しながらその能力を最大限発揮できるようにするので、就職の際のマッチング、ジョブコーチ、環境整備等の支援が必要である。
- 通勤や職場の人間関係が難しく、たとえ就職してもすぐに辞めてしまうケースがあり、人間関係をどうしていくかが重要である。また、精神障害者の場合、長時間の勤務が難しいといった理由により就労が進んでいないという実態があり、こうした実情を踏まえた就労支援の取組が求められる。さらに、就労支援と合わせて生活支援を行うことも必要である。
- 本人がいくら頑張っても支援者がいないと仕事ができない人もおり、どこが責任を持って支援者を確保するのか議論する必要がある。
- 仕事の場面で障害者の役割を明らかにし、働く意欲がわくようにすべきである。
- 障害の状態等から就労困難な障害者についても、自己実現及び社会貢献のための何らかの働く場や日中活動の場が必要であり、そのための通所の利便を考えると、小規模なものが多く必要である。

(3) 住まいの確保

- 障害者の地域移行を進める観点からは、住まいの確保が重要であり、とりわけ在院長期化が問題となっている精神障害者の場合、在宅サービスなどの支援体制を整備するとともに住まいが確保できれば早期退院、地域生活への移行が促進する。
- 障害者の住まいの確保を進める際には、グループホームなどの充実を図ることに加え、公営住宅や一般住宅への単身入居等も念頭においた施策への取組が必要である。

3 ケアマネジメント等の在り方

- 障害者の生活を支え、自立と社会参加を進める観点からの総合的なケアマネジメントの制度化を図るべきである。

- 障害者ケアマネジメントは、障害の特性に応じた様々な職種によるチームアプローチを基本とするとともに、その透明性や中立性の確保及び専門性の向上に配慮すべきである。同時に、エンパワメントの考え方に基づき、障害者がセルフケアマネジメントを行うという視点が重要である。
- 契約方式の下では、制度を利用するに当たって、権利擁護が実質的に機能する方策を考える必要がある。

4 サービスの計画的な整備と財源（配分）の在り方

- 市町村障害者計画に精神障害者も含めた三障害の記述をするほか、数値目標を義務付けることが必要である。
- 支援費制度には勘案事項はあるが、全国の市町村で必ずしも統一的に運用されておらず、また、精神障害者福祉には勘案事項そのものが存在していないため、公費を財源としたサービスの配分の在り方や支給量の決定などに関する基準をより明確に導入するべきである。また、施設から地域への移行を円滑に行うためのインセンティブが必要である。
- 現在の制度では、扶養義務者の負担があるために、ヘルパーの利用状況が扶養義務者にわかってしまったり、扶養義務者に気兼ねしてサービスの利用が抑制されたりする面があることから、負担を本人の所得に基づくものとするについて検討が必要である。

5 今後の障害保健福祉施策に係る制度の在り方について

(1) 障害保健福祉施策全体の在り方

- 既に述べたように支援費制度をはじめとする障害保健福祉施策については、①幼児期や学齢期における発達支援及び家族支援、青壮年期における就労支援、日中活動支援や教育、高齢期における生涯教育や生活支援などのライフステージ等に応じたサービス提供、②障害の有無にかかわらず共に働き共に支え合う観点からの就労支援、③暮らしの基盤となる住まいの確保、④障害者の自己決定と適切なサービス利用を支援するケアマネジメント等の在り方、⑤サービスの計画的な整備と財源（配分）の在り方等、様々な観点から施策の在り方を見直す必要がある。
- 今後の障害保健福祉施策の基本的な取組の方向性を具体的に明らかにし、多くの課題に対して法律改正も含めて積極的に取り組むため、当部会においても引き続き議論を深める必要がある。

- また、障害保健福祉施策の主な実施主体である市町村をとりまく状況をみたとき、住民に身近な地方自治体が自らの権限、責任、財源をもって行政を進められる体制を整備するという地方分権の大きな流れがある一方、それぞれの市町村においては福祉に限らず多くの困難な政策課題を抱えている。そして現行制度のもとでは、市町村に対する国の財政を含めた支援は十分とはいえない。このような中で、いかに市町村がその地域の特性に対応して主体的に障害保健福祉行政を進めていくことのできる施策体系や制度を整備するかが大変重要である。
- さらに、介護保険制度については、来年にも介護保険制度の見直しが予定され、障害者施策との関係は制度創設当初から見直しの際に検討すべき課題となっている。
- また、地域住民の視点からすると、誰しも障害の状態になりうるものであり、また、誰しも年老いていくものであることを考えると、障害種別、年齢、疾病等に関わりなく、同じ地域に住まう一人の住民として等しく安心して暮らせるように支え合うという地域福祉の考え方が重要になっている。

(2) 新たな障害保健福祉施策と介護保険との関係

- 上記のような状況の中で、今後、地域福祉の考え方に立って障害保健福祉施策を推進するため、支援費制度など現行制度について当面の制度改善を図りつつも、国民の共同連帯の考え方に基づいており、また、給付と負担のルールが明確である介護保険制度の仕組みを活用することは、現実的な選択肢の一つとして広く国民の間で議論されるべきである。
- 急増する独居高齢者や痴呆高齢者を地域で支えるため、介護保険も、サービス体系の在り方などについて議論がなされており、それは地域生活重視の障害福祉の流れとも一致する部分が多い。
- この場合において、第12回障害者部会（平成16年6月4日）において三人の委員が示した考え方（「障害者福祉を確実・安定的に支えていくために～支援費制度と介護保険制度をめぐる論点の整理と対応の方向性～」）を踏まえて、介護保険制度によりすべての障害者サービスを担うのではなく、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険制度とそれ以外の障害者サービス等とを組み合わせ、総合的かつ弾力的な支援体制を整備する必要がある。
- また、介護保険制度の仕組みを活用することについては、障害特性に配慮した仕組みとなるかどうか等について関係者から課題や懸念が示されており、これらについて十分検討しその内容を明らかにするとともに適切に対応することが必要である。

- 現時点においては、障害保健福祉施策の推進のために介護保険制度の仕組みを活用することについては、安定と発展のためには必然であるとして賛成する意見や課題を示しつつ選択肢の一つであることを認める意見のほか、判断する材料が十分ではないとの意見や公の責任として公費で実施すべきであるとして反対する意見もある。
- 今後、よりよい制度を検討していく中で、障害者、医療保険関係者をはじめ多くの関係者の意見を十分聴いて検討を進める必要があるとともに、障害保健福祉施策の実施者であり、介護保険制度の保険者でもある市町村と十分協議することが必要である。
- いずれにしても、介護保険制度の仕組みを活用することを含め障害保健福祉施策をどうするかについては、今後、国民一人ひとりが「障害」の問題を、他人事としてではなく、自分に関係のある問題であるとの認識に立ち、広く議論が行われ、その理解と協力が得られることを期待したい。

第3回 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 会議録

1.開催日時 平成16年8月3日(火) 15:00~16:50

2.開催場所 正庁(県庁本館4階)

3.出席者

新富委員、池田委員、北岡委員、倉田委員、齊場委員、田口委員、諫山委員、井上委員、山口委員、本告委員、森委員、青山委員、中原委員、迎委員、吉村委員、大坪委員、永松委員、松尾委員、荒金委員、重藤委員

事務局：奥村副本部長、山口地域福祉課長、永石母子保健福祉課長、藤田長寿社会課長、船津障害福祉課長 他14名

4.議題

(1) 県立福祉施設のあり方検討について

5.会議録

【委員長】

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、第3回のあり方検討委員会を開催させていただきます。この短期間の間に第1回、第2回と開かせていただきまして、また第2回は1時半から5時までという長時間でお願いいたしました。

さらに、7月22日には現地調査ということで佐賀コロニーと聖華園の視察を行いましたところ、12名の委員の皆さんに参加いただきまして、暑い中をいろいろと調査等携わっていただきまして本当にありがとうございました。

また、今日もたくさん検討会に関心をもって来ていただきましてありがたいなというように思っております。

今回第3回ということですが、私なりの進行する者としましては、ホップ・ステップ・ジャンプというのがありますが、ちょうど第3回はホップからステップに移る、そういった重要な段階ではないのかなと思っております。第1回、第2回、そして前回の視察等をふまえて、これまでのものをまとめてですね、そして新たなステップの方に向かって出発すると、そういうような会にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

では、さっそく議事に入りたいと思いますが、事務局の方から前回委員会での概要、それからその時に各委員からいろんな資料請求等がでましたけども、それにつきましての対応の進捗状況、それからまた関連資料等の提出を事務局の方からしていただきますので、お願いしたいと思っております。ではまず、前回委員会の概要からお願いします。

【事務局】

それでは、事務局の方から、かいつまんで一括してご説明させていただきます。まず資料 1 ですが、これまでの議論の概要、主に第 2 回の委員会を中心にまとめております。様々な意見が出されまして要点を整理いたしますと、県の施設の課題といたしまして、組織や事業の硬直性、それからコストとサービスについて、それから県でなければできない施設福祉サービスについて、それから利用者本位のあり方検討の確認についてなど、様々な議論が出されたと思っております。そして、末尾に書いておりますけども、委員長からのご指摘もございまして、事務局からは、委員会で方向性を出された後の、利用者や職員の問題については、県で適切に対応する旨の説明をしたところでございます。

それから、資料 2 です。職種別、年齢別人員の状況ということですが、これは 1 枚でまとめておりまして、県立県営の 8 施設の職員 276 名の職種別年齢別の内訳をまとめおります。ご覧になると棒グラフ等でわかられると思いますけれども、50 歳以上が半数近くを占めている状況となっております。

それから、続けて、資料 3 の年齢別の資格取得の状況です。前回の委員会でもお尋ねがございましたけれども、現段階で把握している事務職員を除く職員の資格取得状況を取りまとめております。ご覧になりますと、いろんな資格がございましてけれども、主な資格としましては、社会福祉士が 17 名、介護福祉士が 13 名、介護支援専門員が 11 名、保育士が 38 名等々となっております。

それから、資料 4 です。人件費につきましては第 2 回の委員会でも十分に議論されたところでございます。その時に一緒に提出すれば良かったのですがけれども、この表は地方公務員給与実態調査の資料でございます。ずっとおっていきますと、若干、年齢と給与が逆転しているところがございますけれども、これが実数値ということですから、こういうこともあると。実数値を出しているということです。

それから、恐縮ですが資料 5 をとびまして資料 6 です。減価償却につきましても議論がございまして、なかなか明確にお出しすることができませんで、行政の会計ではなかなか減価償却の考えがなく、このためのデータというのは残念ながら整理されておられません。しかし、佐賀コロニーを例にとりまして、財産台帳でございましてかそういったものをもとに公営企業会計に準じて試算したものをさせていただきます。これはあくまで試算ということでお考えいただきたいと思っております。それからすでに耐用年数を過ぎたものもございまして、平成 15 年度で仮に雑ばくで荒い試算でございまして、約 1700 万円程度が減価償却費になるのかなと。前回の委員会でも議論になりましたけれど、民間であれば支出の方にカウントされるべき項目かと、そのように認識しております。

それから、立て続けて申し訳ありませんが、後は関連資料ということで、一週間前に提出させていただいておりますけども、委員会の審議に関連する資料ということで、まず第一点目としましては、関連資料 1 でございます。県民満足度調査の結果でございます。県政の目的は県民の満足度をいかに高めるかと、そういうことにおいておりますけれども、この調査はそのための基礎資料の一つとするために実施されておまして、

ちょうどこの7月にまとめられたものです。1 - 1がその概要、それから詳しいのを別冊としておつけしておりますけども、まさにあり方検討委員会に関連するところの調査項目もございまして、おおむね県民の生活環境につきまして特に福祉、保健、医療についての現在の満足度は高いんですけど、同時に期待度も高く、一層の充実が求められていること、それから高齢者の福祉、障害者の福祉の両方においても働ける場の確保について高くなっていると。また障害者の福祉につきましては、地域生活福祉への転換も高い意識が見られると、そういったところです。それから公共施設の民間への委譲・委託についても、この調査はなされておりますので、ご覧いただければと思います。

それから関連資料 2として、福祉サービスの第三者評価事業に関する指針でございます。これは前回の委員会でもご議論されましたけども、今回、国から福祉サービス第三者評価基準のガイドライン、そういったものが示されました。こういったことで今後第三者評価が進んでいくのではないかと、そのガイドラインということで受け止めております。

それから、障害者基本法の一部改正と今後の障害者保健福祉施策について中間とりまとめと、関連資料 3と 4ということで出ささせていただいております。まず基本法の改正では障害を理由とした差別の禁止でありますとか、地域生活支援、それからバリアフリーの一層の推進などが、今回の改正で織り込まれていると。

それから、4でございますけども、今後の保健福祉施策につきましてはライフステージに応じたサービスの提供でございますとか、それから就労支援、それからケアマネジメントのあり方などの方向性が示されているということで、関連資料として提出させていただいているところでございます。以上でございます。

【委員長】

どうもありがとうございました。以上、委員にお届けしております資料につきまして、概要を事務局の方から説明いただきましたけど、それにつきまして、あり方を検討するこの全体会では、このあり方についての大枠とかあるいは共通課題について、深めたいというふうに思っておりますので、ただいまの説明につきまして、そういった視点からご意見、ご質問等をいただきましたらと思っておりますが、よろしくお願い致します。

どの資料と限定しないで、どこからでも思っておりますので、よろしくお願い致します。また全体についてのご意見等もいただけたらと思っております。

【委員】

ちょっと資料 3のところ、県立福祉施設の年代別資格取得状況調の表でございますが、日本知的障害者福祉協会におきましては、知的障害者福祉士、これは従来の治療教育士の1級でございますが、それから知的障害者の支援専門員というこれは従来の治療教育士の2級でございますけども、この通信教育制度がございまして、資格取得者が相当数全国にいるわけでございますけれども、この職種の専門の方々どれくらいおられるのが、ちょっとこの資料からもれておりますので、もし追加で次回でもお知らせ

いただければ大変ありがたいなと思います。以上でございます。

【事務局】

わかりました。追加でまた確認したいと思います。

【委員長】

ほかにございませんでしょうか。

【委員】

細かいことなんですけど、この受験資格の受験に関しては、個人的なお金が発生しているのか、それとも県の方で出しているのか。民間だと個人の資格だからということで自分でとるということになっているので、その辺もお聞きしたいと思います。

【委員長】

事務局の方でしょうか。資格をとる場合に個人負担なのか、県費でなのか。

【事務局】

基本的には社会福祉士等についても個人的にお取りいただいているというふうに認識しております。ほぼどれも、採用される以前から取られた資格でございますとか、それから働きながら取られたこともあられると思いますが、一般的に県から支援するという制度はないかと思えます。

【委員長】

この取得率というのは、県と民間の場合とでは、同じ程度なんでしょうか。

【事務局】

中には細かく見てみますと、社会福祉主事任用資格、これは福祉事務所でケースワーカーとかそういったことをやる時に初めて有効になる資格でございますしてほとんど網羅していて、それを全部いれているものでございます。資格によっては大小といたら語弊がございますけど、いろいろあるでしょうけども、これを総じて出していますので、一人でいつくか取っておられる方もいます。もう一点、民間との比較ですが、これはやっておりません。申し訳ございませんが。まさに今の職務に関連する資格というのもございますし、そうではなくてそれから派生するというんでしょうか、ちょっと関連する資格であったり、あるいはまさに業務に必要な資格であったり、いろいろとあると思えますけども、すべて考えられるところ、中には委員さんからご指摘の通り、漏れている所もございましたけども、だいたい考えられるものはちょっと拾ってみようということやっております。民間との比較は申し訳ございませんが、しておりません。

【委員】

資料 4でございますけれども、年齢別平均給与額ということで。これ一番下のところでございますけれども、59歳から60歳以上という欄があります、一番最後でございます。この方たちというのは、給与額というのがちょっと少なくなっているんですけども、これはどういうふうな意味合いなのか。給与額が少なくなるのは、当然だろうと思うのですが、この方たちというのはどういうようなところで。

【事務局】

再任用ということでございます。

【委員】

はい、下に書いてありますね。これ人数はわかりますか。

【事務局】

再任用の数ですが、この表の中では1名です。ですから定年退職しまして再任用という制度がございますので、そういった場合にはこういう給与になるってことです。

【委員】

そうすると、再任ということですが、これはいくつまでということはないわけですか。

【事務局】

年齢が一応65歳までなんですけど、最終的にはですね。県の退職が一応60歳ですけども、その後、再任用という形で、年金との関係で一年ずつ伸びていってありまして、今年度採用された方は退職後2年間というふうな考え方、その前は一年間、一年ずつずつ伸びていく、という予定になっています。よろしいでしょうか。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

資料 1でまとめていただいて非常にありがたいと思っております。それから追加していただいた資料を見てありまして、特に職種関係のどういう方がいらっしゃるかというのを見てみますと、理学療法士さんが少数いらっしゃる。作業療法士さんがいらっしゃる。ある意味ではリハビリテーションであるとか、医療であるとか、そういう所とどういう連携をとっておられるのか、またその必要がどの程度あるのかっていうのは、おそらくそれぞれの施設ごとに違うんだろうと思いますけども、何かそういう連携っていいですか、たとえばリハビリに毎週通っている施設があるとかですね、それから病院との連携をどういうふうにしてとおられるのかとか、そういったこと、抽象的なお返

事しかできないだろうと思いながら、今後そういういい施設といいますか、連携がうまくとれるような施設というのが、佐賀県全体の何か中心になるような役割を持つような施設があってもいいんじゃないかなとちょっと考えるものですから。そういう地理的な問題もありますし、施設の種別の問題もあろうかと思えますけど、そういうことで県の方で何かお考えがございましたら、ちょっとお話いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ちょっと抽象的な話でお答えしにくいかと思えますけども。

【事務局】

場合によってはちょっと宿題ということにさせていただくかもわかりませんが、例えばみどり園、乳児院がございますが、そちらは本当にまだ乳児でございますから、ちょうどお隣に整肢学園がございます、そこの連携は頻繁にとられているように聞いております。あと、いろんな形で医療機関との連携を図られていると思えますが、例えば障害の方でも何か分かっているならば、もし宿題ということであれば。では、リハビリも含めて。結構病院を利用するというケースですね、いろんな形で結構多いと思えます福祉施設はですね。その辺も含めて次回までの宿題ということでペーパーで出させていただきます。

【委員】

かなり具体的な問題は難しいと思えますので、できる範囲で結構ですのでお願いします。

【事務局】

はい、わかりました。

【委員長】

先ほど事務局からいろいろ説明していただいた資料等の説明につきましては、これだいたいご意見が出尽くしたと思ってよろしいでしょうか。今こういうふうにして全体の委員会で、大きな全体の枠組み、あるいは基本的な事柄について共通の課題について、このようにして話を進めてきておりますが、こちらの方からご提案をしたいんですけど。といいますのは、最初は第4回までは全体委員会で話し合おうというようにしてありましたけど、前回視察に行った時もそうなんですけど、高齢者福祉あるいは児童福祉施設と、三つの部会に分かれて検討を進めるようになっておりますが、性格がかなりそれぞれ違いますし、個別の課題に踏み込んでいいのではないかというふうにもちょっと考えておまして、そういう意味で次回から1回切り上げて、各個別の3分野の審議にそれぞれ入らせていただき、それぞれ4回程度と、もしかしたらこれも部会によっては、それよりも少ないところ、あるいはそれよりもっとかかるところ、少々のばらつきはあるのではないかと考えておりますが、それぞれ特性に応じた話をしていただきまして、そしてそれを踏まえてまた2回程度の全体会議を実施いたしまして、この会のまとめと

いう提案を委員会として県に提出するということで進めさせていただきたいと思っておるんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、具体的な進め方等につきまして、一応、案を提示していただけたらというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

【事務局】

資料 5 に県立福祉施設のあり方検討の今後の進め方について（案）ということで、これをちょっと提示させていただきたいと思います。まず1ページにあげております、1として、あり方検討の前提と大枠についてということで。これはいろいろ議論してきたわけですが、今までの施設福祉から在宅地域福祉への流れ、こうした福祉の改革が進む中で、利用者本位の幸せとは何かといった利用者本位、あるいはまた、福祉施策全体の受益者であり納税者でもある県民の立場、視点に立った検討を進めると、そういったことでやりたいと思っています。検討の前提と致しましては、県立福祉施設について行政と民間との役割分担、これを明確にしながら、県でなければならないサービスとは何か、民間でできることは民間に、みたいなそうした視点に立ってのあり方を検討していくと。あと検討の大枠としまして、民間を含めた県全体の施設福祉サービスの現状と方向性、これを見据えた中で今後のあり方を明らかにしていくと。また県立の福祉施設については、それぞれの施設ごとに基本的な方向をまとめる、こういった格好でのぞみたい、と考えております。

あと2として、分野別のあり方検討の進め方について、共通課題として、これは前回ありましたが、3つの部会に分かれてそれぞれの施設ごとに今後のあり方を検討するというにしたいということです。カッコ1では当該分野についての県全体の施設福祉からの位置付けということで、これは民間を含めた県全体の施設福祉のあり方を検討していくと。カッコ2で施設ごとの個別検討ということで。これは民間への移管とか委譲とかそういったものに関わらず、今日の福祉から見た施設の役割についての評価、これは県もいろいろ前回ご説明しましたが、長い年月の経過と福祉施策の進展、こういった中で施設そのものの存在意義とか時代にあっていないものはないのか、そういったものの点検、そういったものにまず入りたい。それからまた では、利用者の立場に立ったハード・ソフト面でのサービス、この現状のあり方、これはどうなのかということで、今の流れの中で設置の目的と現在のハード自体がそれに合っているのかどうか、そういったもの。あるいはここに書いてありますが、いわゆるクオリティ・オブ・ライフ、そういった観点から見て現状の施設がどうなのかと。できてから40年近くたった施設もあります。それからまた、今の施設から地域あるいは在宅と、そういった流れの中で今の施設自体が持つ機能がどうなのかを、そういった面をハード・ソフト含めて検討のまな板にのせたいと思っております。

それから2ページに書いてありますが、 と は裏腹ですが、民間にできることは民間に委ねる、そういった視点からの検討。これは県でなければならない業務、そういった積極的な理由がないものについては、もう民間にできるものだということで民間に

委ねる、そういった視点からの検討、これが必要でないかと思っております。それから利用者や県民にとって、県立県営施設とは何かと。これはまた、今後の県立施設の方向性を探るということで、単に見直すだけではなくて、新たに県がやるべきそういった福祉施設、サービスが、どんなものがあるのか、先駆的、先進的、あるいは狭間となるケース、不採算部門、そういったものがあるなら、こういったところに特化すべきなのか、そういったところの検討もこれも行いたいと。それから県の福祉サービス提供の仕組みについてということで、県の施設といえども、やはりコストとか第三者評価、これらにたえられるものでなければならない。あるいは管理運営、機能の面についても、新しい時代にあったものに合わせしていくということが求められていると、こういった視点も必要でないかと。

それから最後に書いておられますのが、カッコ3は後でしゃべりますが、カッコ4で県立の民営施設、現在6施設ありますが、これは県が委託しておる施設ですけども、ここについてはいろんな新しいDV対策とか児童虐待とか、そういったものへの対応が必要な施設もありますが、この6施設については、指定管理者制度、これに基づきまして、遅くとも18年度からはこの指定管理者制度に基づいた対応といえますか、公募による委託、それがまな板にのってくるということです。

それとあと検討アプローチのイメージということで、カッコ3ですけど、県立福祉施設のあり方検討のアプローチということで、5ページ、ちょっとこちらの方をお願いしたいと思います。こっちに縦軸にコンセプトと、検討の視点、項目とあげております。コンセプトについては、今まで1回目、2回目、これでだいたい集約されたおおまかな捉え方、それから後、検討の視点とすれば、検討のまな板にのせる切り口といいますが、そういった点で一応整理しております。そして後、それを検証するためのアプローチとか調査方法が真ん中に書いてあります。そして右の方にそういった中からこういった方向性が探れるかということで、方向性の例というような格好であげております。まずコンセプトということで、前回までの議論の中で、だいたい大きくこういった3つに分けられるのではないかと。一つは地域での生活を支える新しい福祉を目指すということで、これは前回の資料のあれで福祉施策の流れとか今後の方向性とか、そこらへんで述べたものですが、施設福祉から在宅・地域福祉へシフトしている。それから自立生活支援とか就労支援、そちらの方に大きくウェイトがかかってきている、そういった流れにあるということ。もう一つは利用者本位ということで自ら選択・利用する、そういった新しい福祉を目指す。そういった中で利用制度とか、利用者の権利擁護、第三者評価そういったものが来ております。もう一つが3番目として受益者であり財源負担者である県民の視点ということで、やはり効果的・効率的なサービス提供、多様なサービス供給の参入、そういったもの、これらについては資料で説明したものもありますし、また今後地域におけますタウンミーティングの中で県民の声を聞く、あるいはパブリック・コメント、そういったものを実施しながらいろんな意見を聞いていきたいというふうに思っています。

それから後、そういったコンセプトのもとに、検討の視点項目ということで大きく3

つ挙げております。一つがカッコ1で挙げておりますが、施設が民間に移管する、委譲する、あるいは廃止する、そういったものにかかわらず、施設そのものの、現在の県立の福祉施設そのものが、存続意義なり、機能とか役割こういったものがどうなのかということで、では存続意義と果たしてきた機能・役割、これが将来方向に向かってどうなのか、いわゆる役割の低下と終了と、あるいは時代にあっていない、そういったものがないのかどうか。あるいはまた、当初はそういうような格好で作ったけども、いろんな制度が整備される、あるいは代替の施設が整備されることによって、今の施設自体の存在意義なりがどうなのかという、そういった視点。それからまた、利用者のニーズに適合性やこういったものから今の施設がマッチしているのか。また前回もありましたけど、リハ機能とかそういったものがありますが、新たに付加すべき機能は何なのか、あるいはまた今、通所とか在宅、そういった方にウェイトが、シフトしてくる時に、いわゆる付加すべき機能はどうなのか、あるいはまた、縮小・廃止すべき機能そういったものはどうなのか、そこらへんの検討が必要ではないかということです。後、右の方にアプローチとか調査方法を書いております。県立施設の果たしてきた役割についての総括、これは前回行っておりますし、現施設の課題等についても各施設から出させてもらっています。後、代替であるならば、他の代替可能性の検討とか、あるいはまた、施設を今後視察したり、職員の方あるいは利用者からの話を聞く、そういった場によって補完していきたいと思っております。

もう一つの として、利用者本位の観点から見て、現状施設のハード面の実態はどうかと。はっきりいいまして、私も全施設を見たのですけれども、かなり30年、40年たつて、これで憲法25条大丈夫かなって、そういう施設もあります。ですからそういった面で、いわゆるQOLの観点から見て、現状の施設の問題点はどうか。昔の設置基準にあっているけども、建て替えるとなると現在の設置基準にあっていない、そういったものも見られております。そういった面での問題点は何か。あるいは機能発揮とか環境整備の観点から、現状施設の問題点は何か、ここらへんは民間に委譲するあるいは移管する、そういったことに関わらず、そういった視点で施設そのものの存続意義、機能・役割、こういったものをちょっとメスを入れたいと思っております。

カッコ2では、施設の管理・運営面について、ということで、これは、県立でなければならないサービスとは何か、県がやらなくてはならない積極的な理由があるのか、そういった観点からの切り口ということです。では施設サービスにおいて県が担うべき役割・機能は何か、そういった中で県立でないといけないもの、あるいはよその県の事例で民間に委ねているものはないかと。あるいは利用者サービスが管理優先になっていないかとか、あるいは地域との結びつき、民活で代替できるものはないかということです。それを補足する意味からも専門委員からの意見聴取とか、他の県における委譲・委託の状況、あるいは施設利用者からのヒアリング、そういったものをちょっとやってみたいと。でコスト面において民間施設と比較して、費用対効果、効率性、こういった点で問題はないかと、ということで収支の問題、あるいは民間にあれば代替の場合、こういった形態が望ましいのか。あるいは受け皿としてこういったものがあるのか、

そういった面について、収支状況の分析と、そういったものも含めて検討を行っていったらどうかと考えております。

カッコ3では、県立福祉施設の目指す役割、県が県営として残すべき、あるいは新たに取り組むべき施設、そういったものについてはどういったものがあるのかと、そこらへんの検討で、スクラップするものはスクラップする、ビルドするものはビルドする、そういった格好での対応が必要ではないかと思っております。これは前回は議論がありましたけど、赤字だけでなく県がやるべきものはやるべきだと、そういった観点、それも含まれております。そういった中で資格調査とかいろいろやりましたけど、そういった人的資源、こういったものがどういった面で活用できるのか、そういった点の検討が必要でないかと思っております。

そういった中で、方向性として、右に書いておりますが、いろんな形があると思っておりますが、二重カッコで挙げておりますあり方の方向例として、一つは廃止すべきものは廃止すべきだと。あるいは縮小、あるいは統合、あるいは分散化するものは、そういった方向へもっていくべきだと。そして民間へ委譲・委託するもの、それから後、存続するもの、その時にはどういった形での機能を特化していくのか、あるいは新たな機能をどういった格好で付与するのか、そういったあり方。それにオーバーラップしますけれども、施設自体のもつハード・ソフトの問題で改築・改善がどういった格好でかぶさってくるのか。そういった面での検討、こういった形が方向性として示されるのではないかと。ですからあと部会においても、そういった大きなコンセプトと切り口というのはこういう形になるのではないかなと提案させていただいております。

後ちょっと3ページの方に戻りますが、各部会、分野別の検討のスケジュール等についてということで挙げております。まず3ページの3の方で、各部会共通の問題として、一応スケジュール案として、8月末から9月初旬の間に第1回の部会を開催させていただきたいと。あと部会開催を4回から5回程度。この間に部会におきまして、施設の視察あるいはヒアリング、そういったものを含めて実施していただければと思っております。年内に部会案のとりまとめ、こういったものまで進めればと思っております。検討作業については、視察、関係者のヒアリング、利用者、職員等からの意見を聞く、そういったものではないかと。あるいはまた必要に応じまして臨時委員等を参画させてその中で議論を進めていってもらえればと思っております。

あと、各部会ですが、高齢者等福祉部会、これにつきましては、対象は4施設で直営が2施設、委託しているものが2施設ということでこの4施設について審議をお願いしたいと。主な配慮事項として、ここに書いております、施設そのものの問題点、そういったものはどうなのか。特に日の隈寮とかは結構古い施設でありますし、かなり問題点がありますし、また軽費老人ホームも昭和38年頃出来ておりますけども、その時代のニーズと今のニーズが大きく変わってきているのではないかとと思っておりますが、そこら辺での検討をお願いしたい。

それからカッコ3では、障害児・者の福祉部会、ここはもっとも多い施設ですが、全部で7施設、県営が5施設、民営が2施設ということで。佐賀コロニー、希望の家、と

というような格好で、いわゆる大型の施設があります。こういったものが現代の時代にあっていいのか、小規模・分散化の観点からの見方も必要ではないかと思っております。そういった面での配慮事項に入りますけど、大規模施設のあり方、それから地域生活支援、いわゆる地域にシフトしていく、そういった中で、今の施設のあり方がどうなのか、とそういったことを検討をお願いしたいと。

それからあと、カッコ4で児童等福祉部会、対象施設は3施設ということで、県営は1施設、民営が2施設ということでございます。ただ、この3施設につきましては、新たな問題、ドメスティック・バイオレンス、特に婦人寮関係ではそこらへの対策、それから児童虐待、そういった面での対応、これが必要になってきています。こういった面で今の施設自体がどうなのか、あるいは、こういったものが民営化あるいは委譲する場合はどうなのか。それからまた新たに発達障害への対応というような格好で新たな対応も今後必要になってきますけども、それらについてどのような格好で県として対応していくべきなのか、そこらへの方向性を示していただければと思います。一応、今後の進め方についてということで、事務局の方から案として提示させていただきました。

【委員長】

どうもありがとうございました。事務局の方から各委員の方が第1回、第2回にわたっているいろいろご提案されたこと、ご発言されたこと、そして私が時々まとめたこと等をもとにいたしまして、一つのページに、端的にいいますと5ページの表のような形にまとめていただきました。まず、各委員から、これは今後の方向ということで大事なことになりますので、ご意見を伺いたいと思いますが、まず1と2ですね、1ページと2ページと5ページ、この3ページと、あと3ページ、4ページとわけてお話ししたいというふうに思いますがどうでしょうか。

まず1ページ、2ページ、5ページ、まとめて5ページですね、それにつきまして各委員からご意見を伺うことができればなと思っています。コンセプトのところ新しい福祉と、カッコ1、カッコ2に書いてありますけど、おそらく委員からいいますと新しく何も無いんだということでしょうが、これは佐賀県にとって新しいというふうに捉えていただけたらというふうに思っております。本当にこれからの方向性ですね、本当にここに盛り込まれているコンセプトにつきまして、具体的に各現場の代表からいろんなご意見を伺いまして、言葉じゃなくて実体のもので少しずつ分かりかけてきているなという気がしております。この1ページ、2ページ、それをまとめた5ページにつきましてご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

【委員】

コンセプト1の地域での生活を支える新しい福祉ということで、今ですねいろんな声が聞こえているんですけども、民生委員さんの仕事っていうんですか、それが介護保険ができるまでは全然何も施設のケアマネージャーさんも入ってくるわけでもなかったの

で、地域の民生委員さんの仕事がたくさんあったと。いろんな相談も受けてきたけれど、ところが今、介護保険ができてから仕事がなくなったと言われるんですね。何をしたいかもあんまりちょっとよくわからないし、もう民生委員さんが地域にどのように入っていても、もう何でもやっているというような所が増えてきていると。だから民生委員さんの仕事の内容を今後どのように考えていくかということで、そのへんの知恵とか方法とか、そういうものを少し県の方からも考えて、私たちもこうして考えていかなければいけないのですけれども、そういうものをもう少し考えていかなければならないんじゃないかなという気がいたします。それは民生委員さんからの考えと一般の地域の方からの考えをした時に私がそう感じたのですけど。そういう意見があちこちで今出ているんですね。その辺の整理を少ししていただいたらなと思います。

【委員】

民生委員の方のお仕事という話が出ましたが、私、民生委員の会議とか呼ばれているいろいろやりたいということをいろいろ聞いたりしていて、民生委員の方や児童委員の方がぜひやりたいというのが、たとえば鳥栖で児童の連れ去りとかそういうのがあった時に、ぜひそういうのを地域で子供たちを守りたいというので、自ら車にステッカーを貼って、子供たちを守るというのを自らやりたいって言ってやりだしたり、それから地域で児童虐待とか地域での問題がいろいろ起きていますので、自分たちが何かこうやっていきたいんだと、いろいろ動きができておまして、ステッカーを貼って車で地域を走るだけでもいいんじゃないかと、自らやりたいと言ってやりだされておられますので、みなさん結構いろいろ考えて、やる気を出されているのかなという感じを私は受けておるんですけども。

【委員】

今ご説明いただきました県立福祉施設のあり方検討の今後の進め方については、このあり方検討委員会についての進め方については十分わかりやすくまとめていただいていますので、私も確認できるのですが、一つ事務局の方にお尋ねですが、あり方検討委員会の中でこれから部会に分かれてやっていくわけですが、それぞれの各施設を検討して、それぞれの施設の職員の方を中心にした、利用者の方を含めて、それから保護者の方もそうなのですが、そういった所でのこういったことに対する検討会とか協議の場とか、そういったものの設置は考えていらっしゃるのでしょうか。

そういうものがたとえばアプローチ、調査方法のところに出てきています施設視察とか施設職員とか利用者からのヒアリングとかそういったところに反映されてくるのかどうか、そのあたりのことをお尋ねしたいのですが。

【事務局】

今の計画では施設職員へのヒアリングというのは、現地視察に行った時に、そこで聞いてもらうというような格好にしております。それと今までの資料の中で、施設の方が

ら現状と課題というような格好で出されております。逆にいえば、そういったものが施設の中で討議された結果として、こういった資料として上がってきたのではないかと我々は捉えております。

【委員】

ということでご説明をいただいたのですが、やはり現場、前回のあり方検討委員会の中でも委員長もおっしゃっていました。施設の職員の方から突き上げるような、こういう福祉が変わってきた中で、突き上げるような思いがなかったのだろうかとか、22日の日にコロニーと聖華園と視察をさせていただいたのですが、その時も委員さんの方から、施設の職員はこれまでどんな、いろんな福祉の変革の中で、どんなことを感じてきたのか、本当に変わらなければいけないと、思ってきたのだろうか、というような声が聞こえてこないというようなご意見がありましたので、ぜひそういった声を今本当に持っていらっしゃると思いますので、そういった所を少しこの検討委員会の場に出していただけないかなというふうに私は思うのです。

【委員長】

私が先ほど3ページ、4ページは後と言いましたけど、もう関係ないですから。どこからという、先ほどもう根幹にふれる大事なことを提案していただきました。分けないで、あり方全体についてご質問、ご意見等お願いしたいと思います。

【委員】

今後、検討を部会でしていく上で、ちょっと参考にさせてもらいたいのですけど、いずれの部会も県立民営の施設というのがあるわけですが、先ほど2ページのところでお話があった平成18年度から導入予定の指定管理者制度ですね、このことについて詳しくお話をお聞かせいただきたいということと、もう一つは、県立県営と県立民営の違いですね、簡単に言えば、県立民営は県が建てて後は民間に運営を委ねるという部分なわけですけど、具体的に、たとえばそれは建物、設備的な部分を県がやって、後のすべては民間に移すというものなのか、だからそういうことになれば新たに建物を建て替えるとか、補修するとかっていう場合は、県立民営の場合は県がお金を出すことになるのかという、そこら辺の県立民営の具体的な県の支援というものがどういう支援があるのかということをお聞かせいただきたいと思います。県の職員は行ってないわけです。それは社協の職員ですよ。

【委員長】

そこはぜひ説明をお願いします。

【事務局】

そうですね。例えば、県立民営の施設は県社協と育成会でございます。厳密に言いま

すと県社協本体には県職員の現役が行っておりますけども、基本的に施設にはプロパーの人たちです。養護老人ホーム2つ、聖華園、それから婦人寮でございます。

それから指定管理者制度につきましては、現在我々としても健康福祉本部だけの問題でなくて、県庁すべてに関わる、あるいは全国すべてに関わる問題でございまして、ちょうど今検討中でございます。第1回目の資料でお出ししましたけど、地方自治法の一部を改正する法律の公布ということで、一つは国から地方へ、官から民へという、大きな国全体の流れの中でこういう議論がありまして、基本的には次回、各県を網羅した調査が整いつつございますから、それを次回の部会の時にでも提出しようと思っておりますが、基本的には県立県営であっても指定管理者制度の考え方というのは受け入れるべきだろうということで全国も進んでおります。しかしながら端的に、平成18年度からは、設置条例というのが県立県営でも、この施設を設置しますということを条例で決めております。しかしながらその施設については、どこそこに委託してできるというのを、場合によっては幅広く求めてより効率的な運用するというような話になるのかなど。しかし各県ともそこはまだ、どういうやり方をしていくかというのはちょっと検討真っ最中です、時間はあまりありませんが。ただ一般的にそこには利用施設でございますから、たとえば何々会館とか、一般的に不特定多数が利用するようなものと若干違うのかということで、そこは第1回の部会の中での出したいと。

それから県立県営と県立県営とどう違うかということ、県立県営というのはまさに県が土地・建物を取得し、国から一部補助金をいただきながら建物を建てて、しかも職員については県の職員と、一部不足の分を補っているところがある。基本的に全部県でやっています。県立県営というのは、土地・建物は県でございます。運営はいわゆる民間に委託しているということでございまして、県からの人件費の支援とかいうのはないわけでございます。そういうことで運営については自主的におやりいただいている。しかし小さな修繕とかなんとかは若干おやりいただくのですが、過去今までですと、大規模なたとえば台風災害でございますとか大きなクーラーを全部、という時は県が予算をとって、やりかえてきたと、そういうことです。従いまして、指定管理者制度については次回ということで用意をしておりますので、もっと個別具体的に全国の動向も一緒にあわせて報告させていただきます。

【委員】

ということはやはり、県立県営で今後、部会の中で、この施設は県立県営でいくべきだということになった場合は、設備的なものは県がお金を出すという前提になるわけですね。建物とか設備、補修とか、そういったものについては県立県営という形になれば。

【委員】

今年9月から難病相談センターの運営が指定管理者、条例で県立の難病の相談センターというのをつくると。建物は改装費とかそういうのは県できちとしたものを作って、

運営については難病の団体の方に運営を指定管理者としてお願いするというので、使う所までは県が整備して、運営についてはある一定の金額の中で運営してくれということでやるようにしております。ですからハコモノの整備については県がやって、運営についてNPOを含め、患者団体を含め、いろんな団体で運営をある一定の額の範囲の中でしてもらうということが、一つは難病相談センターで、そんなことで9月から始めるということになっているので、そんなことも参考になるのかなと思います。

【委員】

一つだけ教えてください。県立民営の施設ということで九千部学園はそうですね。寮ですかね。あそこは寮の方は完全に民営ということになるのですか。県の職員の方は行かれたことはないですか。県職員が勤務したことはないですか。

【事務局】

OBが行かれたんでしょうか。

【委員】

その場合は出向ですか。私が一人知っている方は、県の職員が一人行かれていたように聞いているのですが。

【事務局】

寮を運営するという通勤寮そのものですか。

【委員】

九千部の方に行っていたような気がするんですけど、違うんですかね。

【事務局】

確かに九千部学園とちょうど同じ敷地、一緒ではあるんですけど。

【委員】

学園の方は県立県営ですか。

【事務局】

県立県営です。寮の方はお手数かけていますけど、育成会さんの方をお願いして。

【委員】

やっているんですね。

【事務局】

そこは明確に。

【委員】

そういう形にしているわけですね。わかりました。

【事務局】

同じような例で、確か聖華園も県のOBが社協にいて今施設長が何かでやっています。

【委員】

もうちょっと確認ですけど、だからその、今の県立民営をこのままで存続させるとなった場合は、今後建物については、県がやるということで考えていいのでしょうか。

【事務局】

後は条例の中で、指定管理者制度の中に入れますので、そういった中で条件をどのような格好であるかという取り決めをせんとはいけません。現状の今のやり方でいくと、大規模な修繕とかなんとは県が直接見ますよと。しかし50万円以下のこざこざはそれはもう普通の経費の中で委託されている人が見てくださいというような格好でやっています。

【委員】

ありがとうございました。結構、このことは大きいことだと思うんですね。

【委員長】

これから部会に移りますので、そのこの所をきちっと押さえておかないと、空中分解しますね。

ほかにございませんでしょうか。

【委員】

もう一つ、こないだコロニーでも申し上げたのですが、現業というとおかしいのですが、現場にいる職員と県庁の方におられる職員の方との意思の疎通というとおかしいんですけど、そういう面で今まであまり図られていなかったのではないかという気がして仕方がないんです。正直言いますけど。同じ県職員だからと言われるんですけど、どうもその辺の意思の疎通がうまくいってなかったのではないかと、そこに触れられないというか、そういうふうな問題もあったというような気もするので、プロ野球と同じですけれども、やはり現業で対象者の方を実際に扱っていらっしゃる方の意見がもっときちっと上がってこないといけないのではないかというのがちょっと私はあるんです。訪問に行ったときに意見を交わすというのは非常に時間が短こうございますし、もう少し

県側もやはり努力をしていただいて、現業の方の意見をまとめてきてくださる、また現業の方たちも県立県営で残すのならこういうアイデアがあるよとか、私たちはこういう仕事をするよとか、やはりそういう意見があがってこないといけないのではないかと。民営化という方向がここでは出てきているのですが、本当にそれだけでいいのか、佐賀県は県立県営でいくぞという道もあるのかもしれないとは思っておりますので、もう少しその辺の意見があがってほしいなと。私は部会になった時に、部会の方で一度そういう施設の方と話し合う場をつくるということも提案したいと思っておりますけど、その辺がどうもなんか、十分ではなかったのではないかと。職員の年齢構成を見ますと、非常に高い年齢構成になっている訳です。これはやむを得ないといえば、やむを得ない。県職員である以上は仕方ないということですけど、これではやはり、入所されている方の対応としても若い人たちの力が入っていないということになる訳で、こういうこともそのままになってきた経緯の中でやむを得ないことなのかもしれないんですけど、その辺も県庁の方で、事務方の方たちが現業の方たちに意見を求めるということがされていたのかなのか、そういうことが私としては非常に気になっておりまして、先日もああいう発言をしたのですが、私はできればプロ野球のように一部の人がああこうだと決めるのではなく、現業の実際に障害者の方を支援されている方たちの意見もちゃんとあがってきて、私たちもそれに対してきちっと意見を述べるというようなことができないといけないのではないかなと思いますので、委員長にぜひお願いですが、そういう努力をぜひ事務方としていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

【委員長】

この審議は一応ここで終わりますけど、私も同じことを思います。委員から滋賀県の例のお話を聞きました。そこで思ったのは、県ができることって何なのかなと思うと各施設を超えたもっとソフトの面だと思うんです。例えば、ネットワーク化で各施設の連携をすること、これは県がやらないといけない。あるいは各施設の地域の住民の人との繋がり、連携、これも県にお願いしないといけないでしょう。あるいは各施設の悩みとかなんかの相談を受けるようなアドバイザーやコンサルタント、あるいはアドバイザーを主催するような、そういったもの。あるいは研修等のお世話をすること、こういうようなことはやはり施設を越えた問題で、多分3つの部会に分かれて検討する際に、委員がおっしゃたような、そこでどうにもならないような基本的な問題点にぶつかってくるんじゃないかと思っておりますので、そういったことも吸い上げていただいて全体会でかけていただく、というふうをお願いしたいと思っております。一応、今日はそういう意味で、部会に移る前の最後の全体委員会としまして、これから話を進めていく上で、ある意味で安心してこれから論議ができるというような土壌づくりをしていただいたのではないかなというふうに思っております。

【委員】

高齢者と障害者と子供というふうに分かれていますけども、今「共生」ということも世の中ではうたわれておりますので、ぜひ子供もお年寄りも障害者も一緒っていうような視点を少し考えられて、何かできるようなものを県立の中に作っていただけたらと思います。私たちNPOだけじゃなくて、そういう場があればいいかなと思います。

【委員長】

先ほどの私の発言はそういう意味だったんです。ちょっとこの3つの部会の分け方、今考えてみるとちょっと古い考え方だったかなと。施設別の分け方。そうじゃなくて、縦というか横というんでしょうか、別の切り口がもっと本当は必要だった。多分、

委員さんが本当は佐賀県の委員としてだったらおっしゃりたかったことじゃないかと思って、代弁して言うてみたんですけどね。まあ、進め方としてはこの施設の、行政的な分類によって、いわば事務局の「課」なんですね。課とのつながりで進めていきますけど、そこから漏れてくるというか、共生社会作りとかネットワーク作りとか、そういったもう一つの視点、そういったものもぜひ出していただいて、今度また各分科会の論議が終わった後、全体会も2回ほど致しますので、そこでそれをまた一つにまとめていくというような形にしていきたいなというふうに思っております。

【委員】

知的障害者福祉協会の会長の立場から、他県の例で完全に社会福祉法人に移管をする、そしてすべて経営をまかせるというような方向で引き受けているということを私は聞いておりました。県の方として、県立民営という形を従来のように社会福祉協議会や育成会のみ委託されるのか、社会福祉法人にすべてを移管されるのか、それによって私ども民活として受け皿としていく場合にしぼりがありますと、弾力的な運営や新しい考えでいろんなことができないということになるので、完全に民間の方に移管をしていただけるものなのか、そうではなくてひもつきといたらいけないですけど、コントロールされながら運営していくということになれば、移管というよりも委託に近い感じになりますですね。そういったことを一つきちっと最初から考え方をきちっとしておいていただければありがたいということと、私会長の立場からはぜひご高齢になられたとはいえ、これまで長年福祉に県立の職員として一生懸命やってこられた方であるので、働く仲間であるそういった方々の処遇というものに十分配慮して計画を進めていただきたいと。

それから先ほど資格の問題でたくさん有能な資格を持っておられる方々がおられますから、そういった専門の方々の知識技能を生かせるようなものを県立、県でやっていただいて、それ以外の民間でやれる対象者の支援については、民間に完全に移管をしていただくと。社会福祉法人にすべてまかせると。そういった形にさせていただくと私どもも受けやすいなと思うわけですけども、そののところ一応、きちっとした、どういうお考えで民間に委託なり移管をされるのか、その辺をきちっとした形を示していただか

ないと、私どもとしてもそれに対して対応ができないのではないだろうと、ちょっと感じましたので。

【事務局】

委員の方からご指摘いただきましたけど、現に働いている職員、同じ県職員でございますから、十分意見を聞けということでございます。聞いていく必要があると認識しておりますが。このあり方検討委員会というのは、民間でできることは民間に、そういうような構造的な問題を議論しておりまして、最終的には裏腹ではございますが、県でなければできないことは何かということがスタートでございます。そこはスタートはスタートとして、こういうことで今後の進め方について、ひとつ、あり方検討の前提と大枠について、それに沿ってご検討いただければと思います。

それから高齢者、障害者、児童、まさにそういった取り組みを民間の方でたとえば宅老所といいながら障害者の方も一緒にということで、行政もそのように思っておりますが、むしろ民間の方がすでに先んじておやりで、いかに行政はそこ関わっていくかと、そういった観点が大事かなと思っておりますので、本当に今厳しい状況の中で、豊かな福祉をどう選択していくか、あれもこれもというのも確かにそうですし、言葉として、では一体、県立県営施設とは何だと、何ぞやと。人なのか物なのかと。そういったところも含めて本当に佐賀県の福祉をよりよい方向にぜひご議論を導き出していただきたい。

それから委員からもおっしゃいましたけども、どういった形、たとえば指定管理者制度についても県のままだどこに委託するのかと。それから委譲という話はまるまるやる、あるいは土地をどうするのかと、そこについては各県いろいろな例がでてきております。そういった例をお示ししながら、場合によってはこの検討委員会でそこまで細かくではなく、概ねこういった方向にいくんじゃなかろうかとかですね、例えば、10年後本当に県立県営といいながらも10年たったらどうなっているかという、またそこには第三者評価なり、議論が必要ですし、当然変化することも前提に起きます時に、そこまで条件をお出しできる報告書になるのかと。もう少し粗く基本的には民間委譲、ここは県立、県としてやるべきところがある、しかしながら縮小とか、その辺のご議論がなされていくのかなと思いますので、一つよろしくをお願いします。

さらに、民間移管の問題ですけど、はっきり方向性が出て、これは県でやるよりも民間だといった時の一つの方策として、一つは民間委譲ということで、建物から土地から全部そっちにやるよという場合と、今やっているような格好で建物自体は県で持ちながら運営自体を指定管理者制度に基づいてやるという、そういった二つの方向があるかと思えます。

ただ、この場でそれを委譲だとか委託だとかそういう方向性じゃなくて県としてやるべきか、民間がやるべきか、その後、委譲するのか委託するのかは、また県の内部の方において、いろいろな財産の問題とか、そこら辺、技術論として検討がなされると、そういう形になるんじゃないかと思っています。

【委員長】

方向としてそれでいいですかね、枠組みとしてそういうことで。県が民活かということ。後の委譲か云々ということはまた内部でしていただくといこうとでいいと思うんです。

【委員】

滋賀県で日頃は仕事をしているので、あまり的を得た意見になるかどうか不安なんです。今朝から県の方をお願いしまして、佐賀コロニーと希望の家と、見学をさせていただきました。本当に一生懸命お仕事をされている方とお話をしてきました、短い時間だったのですが、やっぱりこういう議論をする時に、委員の方からもご指摘のあることと私も同感でございまして、やはり働いている人たちの意見ってどこにあるのだろうと。どのような役割を担おうとしているのかと。というようなことの見解もやはり十分これから話し合いをしていく必要があるのかなと。それからもちろん利用者に不利益にならないという視点がとても大切なんだろうと思いますが、その中で、今日、県でなければできない業務も明確化しようという話で、いただいた資料の2ページに書いてあるわけですし、私は実は国立コロニー「のぞみの園」という群馬県の話なんですけど、そのあり方の検討委員を1年半させていただきました。その中で、非常に似ている部分があると思うのですが、公がどこを担うだろうという議論なんですけど、今日もたくさん傍聴の方がいらっしゃいますし、先ほどの委員の意見に少し私なりの意見を付け加えれば、県立施設でなければできない業務の中に、だいたい伝統的に、これまでに議論されてきたことが3つあるかなと。

一つは県立施設が研修をやったり、人材の養成を行うための拠点となって、県内における職員の資質向上にあたるんだと、そういう役割をもつために県立はあるんだよという話を、佐賀県で議論があったかどうかは僕は詳しくは知りませんが、一般的に一つの議論をする時にそういう議論があるなということが一つ。

それから2つ目に、県立施設の専門性を生かさない手はないではないかと。だから残す必要があるんだという理屈であります。それはなぜかということ、前回私は欠席しましたが、議事録を3回くらい読みながら新幹線で参りましたが、やはりかかりましの部分のコストをどう考えるかとなった時に、多分これは専門性があるんだという風に、いやそれはないんだという議論もあるかもしれませんが、金額から言えばかかりましの部分はそれだけ障害のある人の施設であれば対応の知識や技術をお持ちの方がいらっしゃると。この専門性を実は生かさない手はないではないかというのが2つめのポイントだと思います。

それから3つめは、とりわけこの間、支援費制度、契約制度になりましたので、制度の部分ですね、やはり重度重複の障害があるということを理由に民間の施設側が場合によっては契約を締結しないという場合があると。そういう場合の受け皿として県がどこを担うのか、県とか何々の公がその部分を担う必要があるのではないかという、この3

つがだいたい議論のポイントとしてこれまで伝統的に議論されてきたことかなと、私は理解しています。

それで、最初の2つなんですが、県立が研修や人材の要請をするんだと、職員の資質向上に関する役割を担うというのは実は、佐賀県の詳しいことはわかりませんが、他の状況においては、あまりこれは実はもう的を得ていない、ただ生き残るための議論にしか聞こえないというのが一般の感覚だろうというように思います。たとえば研修会は別に県立施設がやらなくても、親の会がおやりになったり、様々なところで様々な研修が行われておりますし、人材の養成も先ほど委員もおっしゃいましたが、たとえば福祉協会などもそういうプログラムを組んでおやりになっている、自閉症協会もいろいろおやりになっている。という中で、わざわざ県立がそこを担う必要があるのかというのであれば、かなり明確化した、なぜ必要かという説得力のある議論、資料が必要になるのではないかというのが一つです。

二つめの施設の専門性を生かさない手はないということではありますが、これも実は総花、総じて思うのは、民間と拮抗していると、民間も力をつけてきたよと、最近。場合によっては、県立よりも民間の方がいいサービスしているし、なかなか地域移行にも熱心にやっているではないかという意見があるというのは事実であります。例えばいろいろ、沖縄から北海道まで、地域移行や利用者うんぬんに、たとえば知的障害に限ってですが、おやりになっているのは民間の方が圧倒的にそういう実践レポートは多いというのは、これも実感としてそう違和感はないだろうと思います。ですからそういう中で言えば、県立の専門性を生かさない手はないという、専門性は県立が主要であるというのであれば、やはりこのことを説得力のある資料がないとこれもちょっと的はずれに、なんだ生き残りのための議論になるのか、ということになるのかなと思いました。

三つ目の部分については確かにあるかもしれないなと思います。たとえば重度重複の障害を理由に契約を解除されたり締結されないという時の、言い方が適しているかどうかはわかりませんが、シェルターとしての機能をどこが担うのかと、そうするとこれは公が担うという選択肢もあるのかなというふうに思います。ただこれをある時言っていましたら、いやいやそれはたとえば重度加算という、お金を、たとえば支援費だったら35万ですと。これをたとえば倍にしてどこかの民間の法人にAさんをお願いしたいという仕組みにしてはどうだろうという議論が一方で起きました。この話はある種、どういう選択を持つのかということは、まだまだ議論は実は残っているのではないかというふうに、私は個人的に思っております。これはたとえば、今日の2ページのポツの3つめで、民間でのサービスが育成されていない分野や民間ではカバーしにくい不採算部門など云々という表現が多分そこに私の中ではマッチングしていく話です。

ですから県立のあり方や必要性を議論する時に、この視点をクリアにしていけないと、本当に民間でもやれることをわざわざかかしましの予算を用いて県がやっているという非常に陳腐な話になってくると思います。こういう話をすると、働いている職員の方々は不安になられる部分があるんだろうと思うのですが、このこととは別物で、議論をちゃんとするという話だと思ひまして、今も事務局からいろいろとお話がありました

ように、これは県という役割でやるべきなのか、民間という役割でやるべきなのかということで、おおよそこういう議論すると俺たち首になるのかよと、非常にご不安になれる方がいらっしゃると思いますが、あえて議事録に残しておきたいと思って、あえてこんなことまでしゃべっているんですけど。そのこととは別の議論として、やはりあると。役割や機能論を徹底して議論する場であるということを、ぜひどうせインターネットで皆さんお読みになるでしょうから、そういうことは大いに積極的に、今県立施設でお仕事されている方も今の視点に立ったご意見もあわせて寄せていただくと、中身のあ議論になるかなと思いました。以上です。

【委員長】

どうもありがとうございました。本当にその通りだと思います。私たち、論議の中で間違っはいけないのは、県立か民営かということ論議するのではなくて、結果としてそうなるということであって、本質的な問題は最初にありますように、利用者本位、県民の立場・視点に立った検討を進めるということですので、そこをちゃんとふまえておきたいなと思います。特に最後について言いますと、私も実はこの委員長を引き受けた時は、なぜかといいますと、私がおつきあいしている人たちは、この施設というのは、公共では引き受けてくれなかった人たちを預かっている施設ばかりなんです。一番わかりやすいのは、宮城まり子さんのあの「ねむのき学園」がそうで、彼女がいつも書いていますよね。公立で引き受けてくれなかった親御さんたちから、なんとかしてくれと言われて、自分はこれを作ったんだと。ほかに、「なずな園」とか「コスモス村」とか、いろいろおつきあしたところ、みなそういう施設ばかりでした。そうしてくると、じゃあ、その採算が、県立である必要って何なのかなとちょっと考えてしまいますよね。

【委員】

部会の進め方についてですけど、3ページのところの3番の の検討作業のところ3つ、各施設の視察、関係者のヒアリング、利用者・職員からの意見聴取、先ほどから職員の方の意見聴取は再三でていますけども、このことについてはこの全体会で、こういうことを各部会でやるということは共通認識として確認したわけですけども、これをどうやってやるかということについて、これは各部会にもうまかせるのか、ここで共通した部分の中でこういうやり方であるべきというようなことを確認しておくべきなのかですね、ここら辺をちょっと確認しておきたいと思うんですけど。

【事務局】

これは、おおまかな共通事項という格好で挙げております。実際には各部会の中で、各施設ごとによって違うかと思しますので、そこら辺の対応をお願いしたいと思います。

【委員長】

私も同じ意見で、やはりそれぞれ特性が違いますので、いろいろ違ってくるんじゃないかと思っております。

【委員】

ということは、たとえば、利用者・職員の方から意見聴取をやった場合、ある部会では実際に来てもらってとか、あるいは私たちが行って話を聞くというような部会もあれば、なかなか直接行って、面と向かってどうですかというお話をしても、なかなかまだ信頼関係も十分とれていないわけですし、間接的に職員の方を通じて意見を拾ってもらってそれをまとめたものを出してもらって、それを私たちがそれを確認するという部会もあれば、というような、そういうばらばらになっても、そういうものであってもいいということでしょうか。あるいは、視察についても直接行くというのが基本でしょうけども、なかなか行けなくて、それに代わるような、たとえばビデオで見るとか、例えばですね、そこらへんになるところあるかもしれませんし、そこら辺が各部会であればそれでいいものなのかどうなのかというところが、いろいろな方法があるものから。

【事務局】

今日、実は第4回目から部会ということでございましたから、各部会の委員長さん、副委員長さんにお残りいただいて若干その辺の打ち合わせを。で、むしろ部長さんからそういった指示を受けて事務局、三課ございますし、そこらと打ち合わせをしながら、やっていけないかなと。確かにおっしゃいますように、部会あるいは施設によっては、やり方が若干異なってくる所があり得てもいいのかなと。ですから、案は事務局の方で用意してまいりたいと思っております。

【委員】

私、先ほどもちょっと言いましたけど、やはり私たち自身は、今、県も私たちも同じ立場だろうと思います。県の職員、現業におられる方たちも同じことだと思うんです。非常に不安に思っておられる部分もあると思います。意見もあるだろうと思います。そういうものが十分に煮詰められていく努力が必要だろうと私は思っております。専門職というのは非常に大事な、日本では大事にされないんですけど、専門職は専門職なりの悩みを持ち、苦しみを持ってやっているはずでございますし、資料で見る限りはかなりベテランの方もおられるということは確かでございます。ただ残念ながら県職員という枠に守られているために、社会の動きに若干乗り遅れている部分があるのかもしれないと思うのですが、専門職の方たちの意見というのが一体何があるのか。本来この委員会にその方たちの意見、こんな分厚い資料を作って持ってきたと、読んでくれというような、それくらいの意気込みがないといけないと思うのですが、そういうのがないとするば、やはり県職というのはなかなかそういう意見が出しにくいのかなと。逆に私はうがった見方をしますとそんな風に思いますので、先ほどちょっとお願いしたのは逆

にですね、県の側も一つ膝をつきあわせていただいて、しっかりと意見を聞いていただくということも、私は大事だと思いますし、私たち委員会としても努力をして聞いていくことになると思うのですが、そのへんの意見が本当にまとまって僕たちはこんな努力をしているんだよと、こんな辛い思いもしているんだよ、こうしてあげたいんだよ、という部分も多分あると思いますので、そういうものはもっともっと素直に吸収されていくような、努力をぜひお願いしたいとって先ほどちょっと発言をしたということをもう一度確認していただきたい。ぜひ働いている方の意見がもっともっと私たちの耳に届くようにぜひお願いをしたいというように思っております。

【事務局】

今、委員からあったんですが、これについては、あと、この場ではないのですが、我々と施設の方々と、8月の下旬ですか、いわゆる熱談会というような格好で言いたいことを言い合おうと、そういう場を設けております。ですからそういった場を設けますけど、その場を設ける時については、先ほど委員からあったそういった視点の中で、前向きな議論ですね、そういうことをやれば我々受けるよと、そういうような格好で議論を深めていきたいと思います。必要であれば、その中で出された議論をこの場で提示するというようなことも可能ではないかと思っております。

【委員長】

ほかにご意見ございませんでしょうか。

【委員】

いよいよ部会3つにわかれてのいろんな検討をするわけでございますけども、この中で日程等は全部統一されるということですか。(統一しなくて)いいわけですね、はい、わかりました。

もう一つは、やはりある程度ここに、でございますけれど、検討作業の中において3つ項目があげられておりますけれど、まだほかに部会の中ではあるわけでございますね。それでも一応、弾力的な部会という形でもいいわけですよ。たとえば、私たちが委員長さんにこういうことをやっていただきたいとか、そういうふうな注文、意見をされれば委員長さんはそれに従っていただくとか、あるいはそれがあまり極端であればカットになるかもしれませんが、ある程度の弾力運営でもいいということは県としてもよろしいのでございますね。

【事務局】

具体的に弾力運営と申しますと。

【委員】

たとえば、この3つの項目がありますよね。一番に各施設の視察とか、関係者等への

ヒアリングとか、それから利用者・職員等の意見、このほかにちょっと聞きたいところあるわけですね。

【事務局】

そこは各部会におまかせかと。

大枠として部会で審議された後、全体会議にあげますので、その間については、各部会の実情にまかせて。

【委員】

各部長さんで。

【事務局】

日にちとかなんとかどういうやり方をするとか。

【委員】

はい、わかりました。

【事務局】

あるいは専門委員を誰をいれるかとか、部長あるいは部会の中でまとめていただいて運営していただければと思っています。

【委員】

はい、わかりました。

【委員】

スケジュールのことでずっと私も考えていたのですが、先ほど、委員さんがおっしゃったように、この3つの部会に分かれると、漏れてしまうような問題の話し合う場がなくなっていくんじゃないかという危険性を私も感じまして、先ほど、委員長さんが、全体会を最後に2回ほどしますとおっしゃったんですけど、かなりの議論が進んだ後の全体会で、また新たな話というのは難しいのではないかというふうなことを思います。

それと私も別の部会の動きがどうなのか全くわからないで、最終的に集まった時にそうなったのかっていう時に新たな意見がもう言えないような状況になっているようなこともあるかなと思うので、中間的に全体会をしていただくか、何かこう他部会の情報がちゃんとわかるような仕組みを作っていただいて、そしてそれぞれの委員の方がその時点での意見を他の部会にも言えるような仕組みを作っていただくことができないのかなというふうに思っています。

特にあらたなニーズに対して、もっと佐賀県にこういう施設を作ってほしいというような意見は今の流れだとどこかに消えてしまうんじゃないかなという気がしております。

して、そこは今からのやり方で少し補っていける仕組みを考えていただけたらなと思いました。

【事務局】

実は、部会は毎回毎回、それぞれ一番都合のいいところ、たとえば場合によっては土曜日がいいという部会も多分あられるんじゃないかと思えますし、そういうところを含めて、それぞれでやっていただく中で、議事録というのは作りませんが、毎回要約というのを作っていきます。それは情報を相互にやると。

それから、場合によっては部長さん、あるいは副部長さんにご足労かけるかもわかりませんが、一度くらいお入りいただくと。

それから委員長と副委員長さんには大変申し訳ございませんが、それぞれ3つが何回かやりますから、すべてというわけにはまいりませんが、ポイント・ポイントで日程がかわれる時にお入りいただくとか、その辺、ちょっと組み合わせていながら、相互の情報が伝わるように、そこは事務局の方で責任を持って、配慮していきたいと思っております。

【委員長】

打ち合わせの時にそういうことをお願いしておきましたので。常に、今日のことも各部会からの第1回の時には必ず事務局の方から先生方から依頼があった調査報告とか今日の議事要旨とか配っていただくというふうになっています。それから常に、それぞれの部会の進捗状況については伝えていただくと。そして先ほど言いましたように、部長さんだけの集まりを何回かするかもわかりませんが、あるいは委員長と副委員長は時間がある限り、どこかに必ず入っていくということにしておりますので。

【事務局】

先ほど申しましたように、部会の会議、これは議事録を作りませんが概要版というのが会議終了後2週間以内で作るというような格好で、例の審議会等の決まりがありますので、そういったものをほかの部会にも流すことによって、あるいはインターネットで見られるかと思っておりますので、そこらへんで共通の、よその部会でどういう進み具合かなというのを把握してもらえればなと思っております。

【委員長】

それでは、次回開催につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

若干予定の時間よりも早まりましたけども、部会の方に次回から移すということでございますので、各委員のみなさまの8月末とそれから9月上旬についての日程は事前にとっておりますが、それぞれになりますので、もしよろしければ委員会終了後に委員長、

副委員長、それから各部会長さんにお集まりいただいて、そこで簡単に5分程度で済ませたいと思いますけども。日程調整も含めて、それから新たにこういう資料を作るとか、そういう簡単な打合せをして、各委員のみなさまには部会の開催通知ということで早めにお送りしたいと思っております。多いところで7名という委員構成でございますから、そこは極力多くの方が、大変ご迷惑をおかけしますけれども、参加しやすいようにと。

それから一つの部会が結構土曜日なら、というところもあるみたいですから、そこは部会長さんと各委員さんと最初の段階においては若干電話等をして、本当に土曜日でいいですかと、そういうところも含めて調整をとらせていただきたいと思います。8月の末から9月の中旬にかけて1回ということで予定しております。一つよろしくお願ひしたいと思います。

【委員長】

次回以降の開催につきまして、よろしいでしょうか。一応今日は部会長さんにですね、残っていただきまして、その進め方につきまして、決めたいというふうに思っております。本日は5時半としておりましたけど、ちょっと私としては、分科会でまずちょっと集まってということも考えていたのですが、まずその前に部会長だけで集まって進め方を検討した上でということになりまして、今日は少し予定よりも早く終わるということになりますが、これで閉会ということにさせていただきたいと思います。

本日は、本当に、ホップ・ステップ・ジャンプと話しましたが、ちょうどホップからステップに移る非常に大きな枠組み、基本方針等をきちっと固めていただきましたので、安心して各分科会で話を進めることができるのではないかなというふうに思っております。本当に今日はどうもありがとうございました。